

○制度導入の意義

（１）「川崎市市民活動支援指針」から見た視点

- ・平成13年に策定された「川崎市市民活動支援指針」では、「行政が市民活動を支援するという一方的な関係としてではなく、市民社会の中で市民同士が『相互支援』していく」という、「支援」についての基本的な考え方を示している。**一人ひとりの市民からNPO法人へと、行政等を介さない直接の寄附を促進する仕組みは、市民同士の「相互支援」システムの形成であり、「指針」における「支援」の基本的な考え方に沿うもの**
- ・条例指定制度の趣旨については、川崎市が目指す「市民活動支援」を推進する施策の一つである「資金の確保」に向けた環境を整備する制度として位置づけることが適当

（２）「かわさき市民公益活動助成金制度」から見た視点

- ・かわさき市民公益活動助成金制度は、団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内で公益的な活動をしているボランティア団体やNPO法人を含む市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援する制度であり、80%以上が法人格を持たない任意団体によって活用
- ・この制度に加えて、**NPO法人に限定された財政的支援制度である条例指定制度を導入することは、対象が重複することも少なく支援メニューの充実につながり、市民活動の活性化を図るために有意義**

（３）認定NPO法人制度から見た視点

- ・条例指定制度は、自治体独自の判断により、**NPO法人の地域に根ざした活動を資金面から支援することができる制度であり、地方分権改革の推進にもかなうものである**。また、より多様な税制優遇を受けられる**認定NPO法人になる機会を広げることができるものであることから、特定非営利活動の推進を図るうえで、有意義な制度**
- ・なお、条例指定制度の制度設計に当たっては、**認定NPO法人制度との税優遇の差を十分考慮し、二つの制度の関係性に留意して、検討を行う必要**

○条例指定に当たっての基本的な考え方

（１）対象とすべき法人の考え方

- ・川崎市では、市民活動の活性化を図っており、市民と行政による豊かな市民社会の実現に向け、「参加と協働による市民自治のまちづくり」を推進することを目的として、様々な支援を行っている。条例指定の要件設定に当たっても、この点を重視し、**地域に根ざした活動を行うNPO法人を幅広く指定することが適当**
- ・なお、条例指定したNPO法人への寄附は、自治体運営の財源の一つである個人住民税の控除対象になり、さらに条例指定によって認定NPO法人のPST要件を満たすことから、**「幅広く指定する」といっても、「指針」にもあるように、「行政や企業にはない特性を生かした公共サービスの提供主体」として、活動を行っているということも考慮すべき**

（２）制度設計に当たって留意すべき事項

ア 「相互支援」の促進

- ・市民が法人の活動に参加する「直接的な支援」とともに、寄附による法人への「間接的な支援」を促進するためには、法人の活動に対する市民の共感が不可欠
- ・条例指定を目指して、法人が更なる情報公開に努め、寄附を集めるための取組が進むことが望ましい。条例指定制度の導入により、広く市民が法人の活動に参画するようになり、市民社会の中で**市民同士の「相互支援」が促進されるような制度を構築することが必要**

イ 指定基準の明確化

- ・指定にあたっては、透明性や公平性を確保することが必要。このため、**できるだけ裁量の余地を少なくすることが必要であり、条例や規則等において可能な限り指定基準を明確化することが望ましい**。

ウ 指定事務の効率化

- ・制度設計にあたっては、**指定を申請するNPO法人側の事務負担や、審査を行う行政側の事務効率に配慮することが必要**。いたずらに煩雑な書類の提出を求めることや無用に厳格な審査を行う制度とならないよう留意する必要。

エ 神奈川県等との連携

- ・本来、県と市は、個別の判断と責任で条例指定した法人に対して寄附金控除による税の優遇を与えるべきであるが、**県と市の整合性や法人の事務負担軽減等を考慮し、基本的な考え方を共有した上で、柔軟に対応できるような制度とすることが望ましい**。
- ・なお、**市域を超えて広域的に活動している法人もあることから、近隣の自治体のうち、少なくとも県内自治体については、一部手続きの共通化を図るなど、できる限り柔軟に運用できるような制度となることが望ましい**。

○具体的な要件の考え方

「地域における支持」について

- ・地域における支持を**数値基準によって客観的に判断**する。
- ・具体的な数値基準は、**認定要件を参考に、一定金額以上の寄附や会費を負担している川崎市民の人数で定める**。

【考え方】

- ・「市内における公益的活動の実績」基準に加え、透明性・公平性を確保するために、別途「地域における支持」という数値基準を設け、地域における法人の活動に対する広い支持があることを明確化することが必要。これは市民自らが法人の公益性を判断するという考え方とも言え、川崎市民の個人住民税を控除する（その分市税収入が減少する）制度であることから合理性があるものと考えられる。
- ・「署名簿による賛同をした市民の数」等も考えられるが、**一定の負担を伴わない賛同は、基準とするには明確ではない**。正会員としての直接的な活動への参加や、賛助会費や寄附という間接的な支援を通じて、広く市民がその法人の活動に参画していることが、明確な「地域における支持」を表すと考ええる。
- ・こうしたことから、これを担保するために、**その法人の活動に賛同して、一定の金銭的な負担（支援）をしている川崎市民の数を要件とするのが適当**であると考ええる。
- ・認定のPST要件の判定においては、「寄附金」に加えて、反対給付（対価性）が認められない「賛助会費」も寄附金として取り扱われており、条例指定においても同様に算定対象とすべきであると考ええる。また、**正会員が負担する「会費」については、総会での表決権が反対給付であるとされるため、PST要件の絶対値基準の判定においては算定対象外となるが、条例指定では、他に会員特典等の反対給付がなければ、法人の活動に参画していることに着目して、算定対象に含めて差し支えないもの**と考える。

平成 28 年 9 月 30 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市指定特定非営利活動法人審査会
会長 前田 成東

特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について（答申）

平成 28 年 4 月 26 日付け 28 川市市第 51 号で諮問のありました特定非営利活動法人
条例指定制度の今後の運用については、別紙のとおり答申します。

特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について

はじめに

川崎市が平成24年7月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」（平成24年川崎市条例第29号。以下「基準条例」という。）を制定し、この制度を導入してから4年が経過したところである。

この間、基準条例に基づき条例指定を行い、現在は6団体が指定されているところであるが、年度別の指定件数の推移としては最近は減少傾向にあり、また、昨年度指定取消し事案も発生するなどの状況があり、改めて、制度運用にかかわる各NPO法人の実情や制度の効果等について検証する時期に来ていると考えられる。一方、川崎市では「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会報告書」（平成26年11月）における提言や「川崎市協働・連携の基本方針」（平成28年3月）を踏まえ、市民活動団体に対する新たな支援手法の開発・活用や協働・連携の担い手となる主体の基盤強化等に取り組むこととしており、さらに、本年3月に策定した「川崎市総合計画」においては、こうした取組の成果を測る指標として「市内認定・条例指定NPO法人数」（平成37年度までに30団体以上）を設定したところであり、今後こうした方向性を踏まえた具体的な取組が求められている状況でもある。

本答申は、こうした状況を踏まえ、本年4月に川崎市から諮問があったことを受けて、本審査会において行った検討・審議に基づき、条例指定制度の現状と課題について整理した内容を報告するとともに、今後の条例指定制度の運用の方向性と具体的な取組事項について提言するものである。

第1 検討に当たって考慮すべき状況について

川崎市の条例指定制度の今後の運用を検討するに当たって考慮すべき指定状況、各自治体における指定基準の設定状況、各NPO法人の状況、市内における寄附の状況等については次のとおりである。

1 指定状況

（1）川崎市の状況

平成24年7月の制度導入以後、基準条例に基づいてこれまでに7団体の指定を行った。年度別の内訳では平成24年度：2団体、平成25年度：3団体、平成26年度：1団体、平成27年度：1団体となっている。また、昨年度は1団体の指定取消しがあったことから、現時点では指定NPO法人は6団体となっている。

〈指定件数の推移と現時点の指定団体数〉

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	指定団体数
指定 2	指定 3	指定 1	指定 1 取消 1	6

〈指定取消し事案の概要〉

約1年4か月の長期間にわたって繰り返し行われた法人職員による横領行為を各役員が把握することができず、特に決算監査においても現金や通帳原本と帳簿の照合（実査）が行われないまま誤った決算書類が作成されるに至ったことが判明したものの。

（２）各自治体の状況

ア 全国の状況

内閣府における調査（平成27年12月実施の所轄庁に対する内閣府調査）では、平成27年12月31日現在で、14道府県、8政令市、政令市を除く121市町村の自治体で条例指定制度が導入され、条例指定NPO法人数については、道府県で72団体、政令市で38団体、政令市を除く市町村で187団体となっている。

イ 神奈川県内の指定状況

神奈川県内においては、所轄庁として事務を実施している神奈川県（平成24年2月施行）、相模原市（同年7月施行）、横浜市（同年8月施行）などが制度を導入している。それぞれの自治体の条例指定NPO法人数は、平成28年1月末現在で神奈川県：45団体、横浜市：10団体、相模原市：12団体となっている。

（３）認証NPO法人数に占める認定・条例指定NPO法人数の割合での比較

認証NPO法人数に占める認定又は条例指定を取得したNPO法人数の割合で見ると、川崎市は2.5%となっており、県内他の所轄庁では神奈川県：4.6%、横浜市：3.4%、相模原市：8.0%となっている。

〈県内自治体における認証法人数に占める認定・条例指定法人数の割合〉

（H28.1.31現在）

所轄庁	認証法人数 a	認定・条例指定法人数 b (※)	割合 (b/a * 100)
相模原市	2 0 0	1 6	8. 0 %
神奈川県	1, 4 6 5	6 8	4. 6 %
横浜市	1, 4 4 8	4 9	3. 4 %
川崎市	3 5 3	9	2. 5 %

※認定又は条例指定のいずれかを受けているNPO法人の実法人数を表す。川崎市の場合は、認定法人が8団体、条例指定法人が6団体となっているが、このうち5団体が認定及び条例指定の両方を受けており、認定又は条例指定を受けている実法人数としてカウントすると9団体となる。

2 各自治体における指定基準の設定状況

条例指定制度は、指定する際の基準のうち認定のPST基準に相当する公益要件については各自治体の考え方によって様々な基準の設定がなされている。川崎市については、認定のPST基準とのバランスを意識しながら地域性を加味した寄附者数等の人数で測る客観的数値によって判断する基準となっている。

(1) 全国の状況

条例指定制度の根拠となっている地方税法においては、NPO法人から申出があった場合において適当と認めるときに対象となるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地を条例で定める旨を規定しているのみで、具体的な指定基準は各自治体の判断に委ねられている。特に認定のPST基準（パブリックサポートテスト）に相当する基準、いわゆる「公益要件」については各自治体の考え方によって様々な基準の設定が見られる。内閣府においては、各自治体における条例指定の公益要件について、認定のPST基準との対比によっておおまかに4つのパターンに分類している。

〈認定基準との対比による条例指定の基準のおおまかなパターン〉※内閣府資料から作成

認定の PST基準	①相対値基準：寄附金等収入／経常収入金額 $\geq 20\%$ ②絶対値基準：3,000円以上の寄附者 $\geq$ 年平均100人 ③条例指定：各地方自治体で条例で対象となる個別法人名を指定
パターン1	①or②の基準を緩和（例 ①10%、②50人or1,000円） +独自の基準 （例 地元への貢献度合、事業活動の周知・広報、ボランティア・協働）
パターン2	①or②の基準を緩和（例 ①10%、②50人or1,000円） ※県内所轄庁では川崎市が該当
パターン3	①や②の基準とは別の独自の基準を策定 ・地域における支持（例 行政の施策の方向性に沿う、地域住民からの要望） ・地方自治体における公益的活動の実績（例 行政との協働、表彰、助成等） ※県内所轄庁では神奈川県、横浜市及び相模原市が該当
パターン4	主たる事務所が地方自治体内にあること等 or 指定基準、手続等に関する条例がない

(2) 川崎市の基準

川崎市の公益要件は、認定基準とのバランスを意識しながら地域性を加味した基準として、基準条例においては「市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資

すると認められる継続的な活動が行われていること」と「規則で定める条件に適合し、地域において広い支持があると認められること」と定め、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則」（平成24年川崎市規則第65号）において、3,000円以上の寄附者等の人数が年平均で50人以上又は1,000円以上の寄附者等の人数が年平均で100人以上とすることを定めている。この基準は認定のP S T基準を緩和した数値基準に該当するものとして内閣府による分類ではパターン2に当てはまるものであるが、神奈川県内では、川崎市のみがこのパターン2に分類されているところである。

なお、運営要件については、認定基準に準じて設定しているところであり、これらを整理すると次の表に示すとおりとなっている。

〈認定及び条例指定の基準比較表〉

【公益要件】

基準	認定	条例指定
○広く市民からの支援を受けていること。※次のいずれかを満たすこと ・収入金額に占める寄附金の割合が20%以上 ・実績判定期間内に3,000円以上の寄附者の人数が年平均100人以上 ・法人の事務所がある自治体の条例指定を受けている	○	
○市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること		○
○地域において広い支持を受けていること ※次のいずれかを満たすこと ・実績判定期間内に3,000円以上の寄附者等の人数が年平均50人以上 ・実績判定期間内に1,000円以上の寄附者等の人数が年平均100人以上		○

【運営要件】

基準	認定	条例指定
○会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が50%未満であること	○	
○運営組織や経理が適正であること	○	○
○事業活動が適正であること ・特定の者への不当な利益につながる活動がない ・宗教・政治活動を行っていない ・役員等の関係者に特別の利益を与えていない ・営利事業者等に寄附を行っていない ・特定非営利活動の事業費が総事業費の80%以上 ・寄附金を特定非営利活動に70%以上充当	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
○情報公開が適正であること ・すべての事務所での書類の閲覧 ・主たる事務所及び市内の事務所での書類の閲覧 ・事業報告書等のインターネットでの公表	○	○ ○
○事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出	○	○
○法令等違反、不正行為、公益に反する事実がないこと	○	○
○設立の日から1年を超える期間が経過していること	○	○
○欠格事由に該当しないこと	○	○

3 各NPO法人の状況

条例指定制度の運用上の課題を把握するために、川崎市の条例指定等を取得したNPO法人や条例指定等の取得意向があったNPO法人に対するヒアリングを実施するとともに、条例指定取得等に関する事前相談の状況についての調査を行った。

(1) 条例指定を取得したNPO法人等の状況

条例指定又は認定NPO法人を対象に実施したヒアリング（平成27年12月～本年1月、平成27年12月1日現在で条例指定又は認定を受けていた8法人の法人事務所等において対面で実施）の内容は、次のとおりである。

ア 条例指定の取得等による効果について

条例指定の取得等による効果についてどう感じているかを聞いたところでは、少しずつ寄附受け入れの増加につながっているとの回答もあれば、具体的に寄附集めに取り組みおらず効果は挙がっていないなどの回答もあった。また、条例指定や認定取得によって社会的信用が高まっていると感じる法人もあるが、制度そのものがまだ市民に十分に浸透していないと感じる法人もある。各法人においては条例指定や認定を取得しただけで自然と寄附が集まるわけではなく、活動内容等について丁寧な説明・広報が必要と考えている。

イ 指定基準について

指定基準についての感想を聞いたところでは、寄附者数等の人数要件については適合するのに苦労したと感じる法人がある一方で、一定のハードルを課すという点で妥当な基準であると考える法人もあった。また、指定申出時に指定基準に適合しているかどうかどのように確認すればよいか分からず負担を感じていた法人もあった。

ウ 指定申出及び指定後の手続について

指定申出や指定後の手続について聞いたところでは、事務負担が重く感じている法人が多い。その理由としては、事業年度終了後に作成・提出する「資金・資産の譲渡・寄附金等明細書」などについて記載項目が分かりにくいという点や、条例指定後に認定を取得した法人については、条例指定関係と認定関係でそれぞれ提出が必要な書類が似通っているために混乱しやすい点などが挙げられている。

エ 行政に期待するサポート等について

行政に期待するサポート等について聞いたところでは、会計、税務、労務や広報など法人運営の管理面に対する支援、市民向けの制度周知、事業連携や支援を呼びかけるための企業等へのアプローチへの支援などの回答があった。

(2) 条例指定等の取得意向があったNPO法人の状況

制度導入当初に実施した市内NPO法人向けのアンケートにおいて条例指定等の取得の意向があると回答していた法人に対して実施した電話ヒアリング（本年1月～2月、直近の事業報告書等が期限内に提出されている6法人に実施）の内容は、次のとおりである。

ア 現在の準備状況等について

各法人に現在の準備状況等について聞いたところ、条例指定や認定の取得を考えてはいるものの、業務繁忙、人手不足、事務の負担等の事情によって思うように準備が進んでいない状況であった。

イ 基準への適合状況について

指定基準への適合状況について聞いたところでは、寄附者の人数要件は満たせており基準はクリアできる見込みである（4法人）との回答もあったが、検討ができておらず基準がクリアできるか分からない（1法人）、寄附者の人数要件は満たせていない（1法人）との回答もあった。

ウ 申請時におけるサポート等について

指定申出の手続を進める際に必要なサポートについて聞いたところでは、申請書類等の簡略化や記載例の充実のほか、適合しない基準がある場合に改善に向けて取り組むために申請の前段階での事前判定を望む意見があった。

(3) 条例指定取得等に関する事前相談の状況

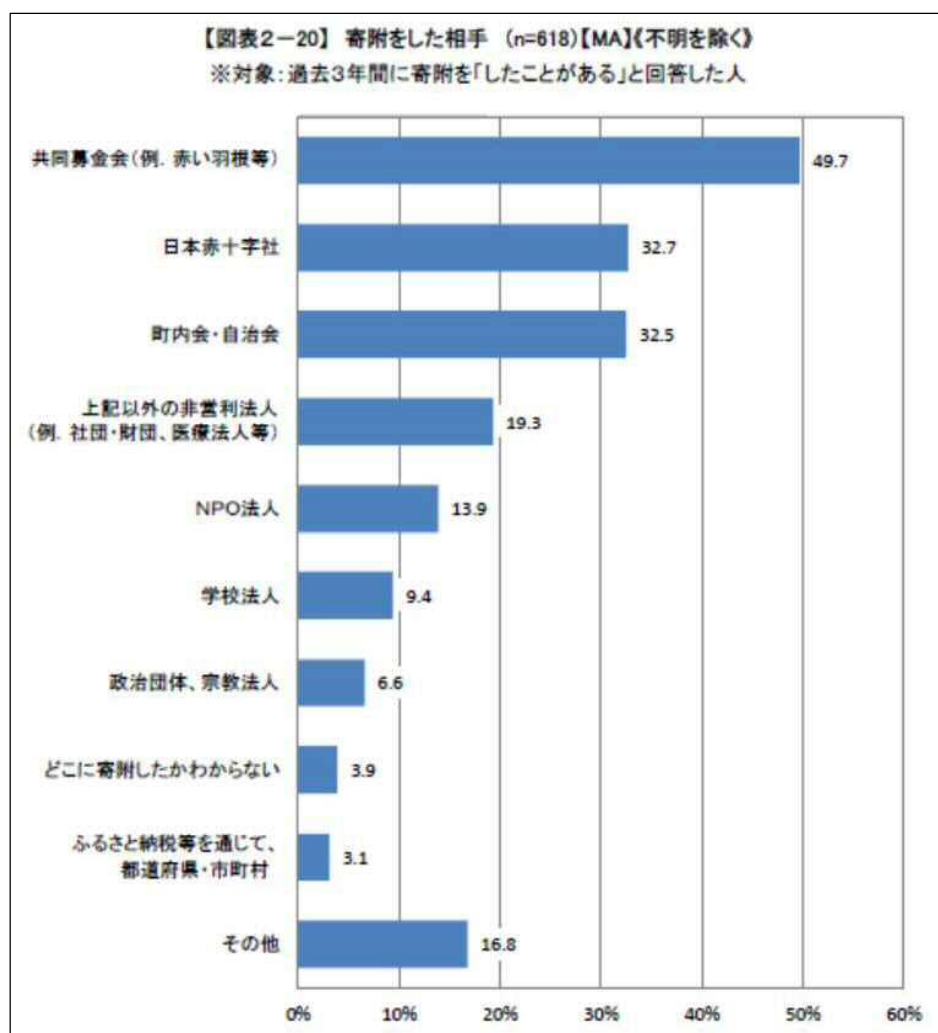
これまでに条例指定又は認定の取得に関する事前相談のうち実際に指定取得に至ったものを除いた12件について指定申出に当たっての課題となった主な内容をみると、寄附者の数などの公益要件が課題となったものが4件、単式簿記であるなど経理面が課題となったものが3件、事業報告書等の提出要件が課題となったものが2件となっている。

4 NPO法人に対する寄附の状況

条例指定制度はNPO法人に対する市民の寄附を促し、NPO法人を財政的に支援しようとするものであるところ、全体的な寄附の傾向やNPO法人の寄附受け入れ状況、市民の寄附に対する意識等については次のような状況となっている。

(1) 寄附経験の有無や寄附先の状況

内閣府において実施した「平成27年度市民の社会貢献に関する実態調査」によると、過去3年間の寄附経験の有無について、「寄附をしたことがある」は約半数(47.6%)となっており、寄附の相手先については「共同募金会(例:赤い羽根等)」(49.7%)が最も高く、「日本赤十字社」(32.7%)、「町内会・自治会」(32.5%)の順となっている。



(出典:「平成27年度市民の社会貢献に関する実態調査報告書」内閣府)

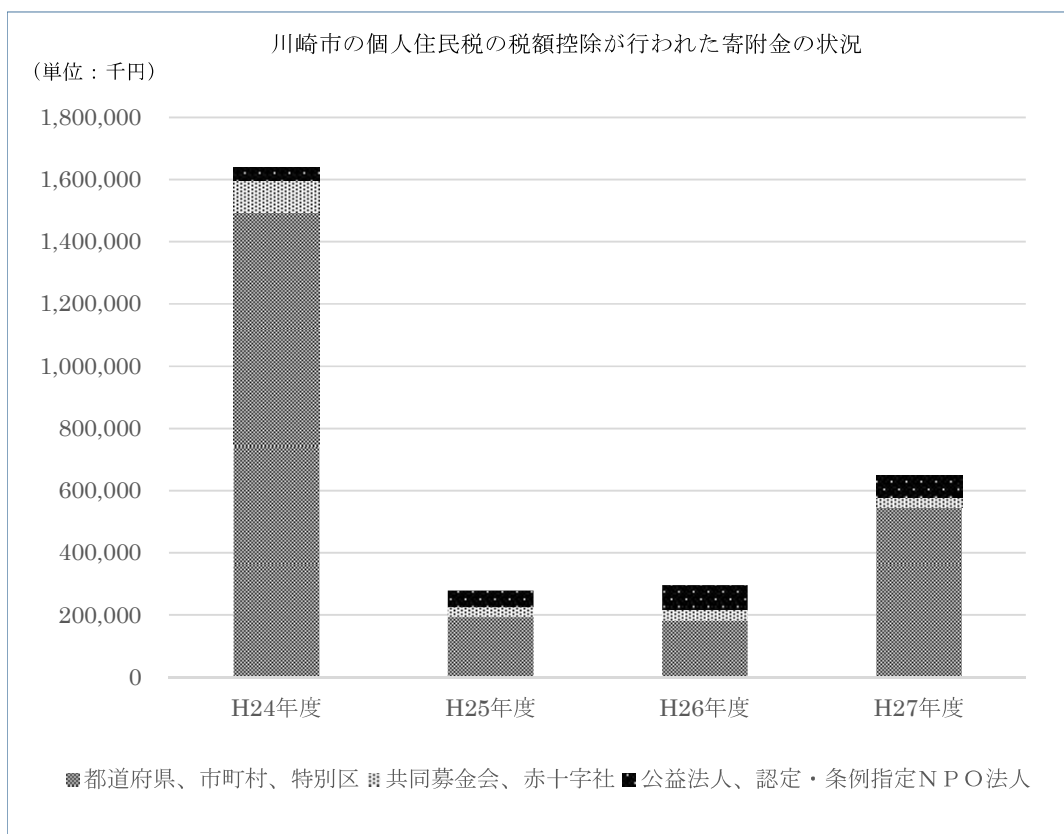
（２）市内における寄附の傾向

市内における寄附の傾向をみる参考データとして、川崎市の個人住民税の税額控除を受けた寄附金の状況について見ると、平成24年度：1,638,732千円、平成25年度：279,078千円、平成26年度：297,128千円、平成27年度：647,745千円となっている。東日本大震災にかかわる平成23年の義援金等の影響で、平成24年度分が突出して多くなっているが、その後は微増の傾向となっている。内訳としては、行政に対する寄附金が多くを占めている。

〈川崎市の個人住民税の税額控除が行われた寄附金の状況〉

（単位：千円）

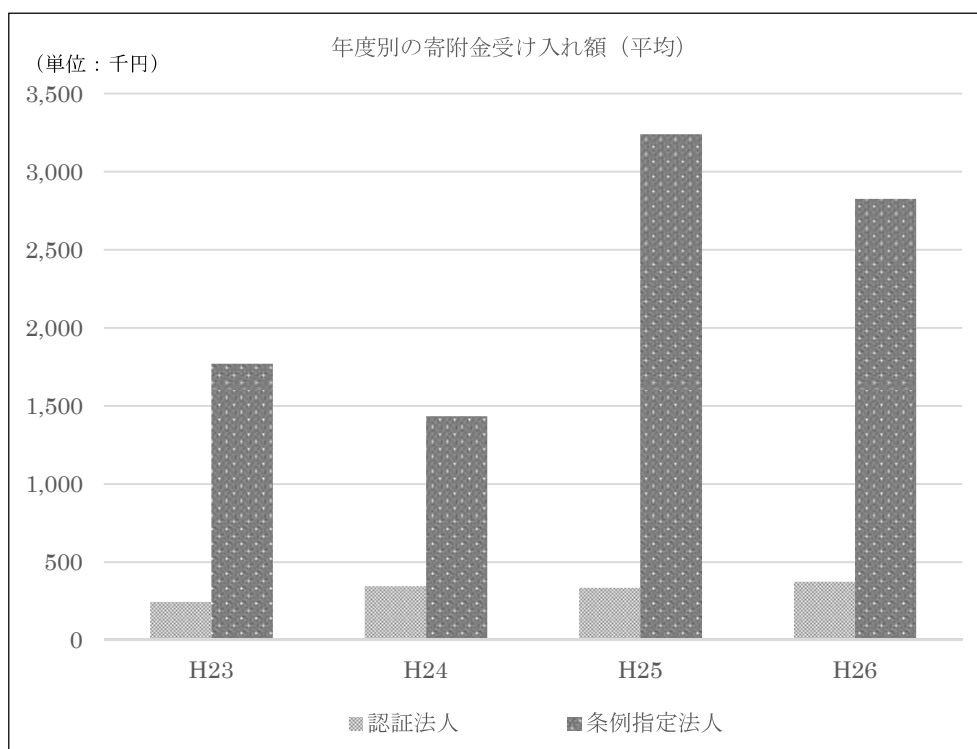
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
都道府県、市町村、特別区	1,494,837	193,424	181,110	545,563
共同募金会、日本赤十字社	103,076	31,292	35,054	33,732
公益法人、認定・条例指定NPO法人	40,819	54,362	80,964	68,450
合計	1,638,732	279,078	297,128	647,745



（表及びグラフは、各年度の「寄附金税額控除に関する調」（川崎市財政局資料）に基づき作成）

(3) 条例指定NPO法人の寄附の受け入れ状況

毎事業年度終了後に各NPO法人から提出される活動計算書等の状況から、条例指定NPO法人（川崎市の条例指定取得前に認定を取得していた法人を除いた5法人）について寄附金受け入れ額の推移を見ると、各法人平均で、平成23年度：約1,773千円、平成24年度：約1,434千円、平成25年度：約3,242千円、平成26年度：約2,828千円となっている。一方、市内の認証NPO法人の平均についてみると、寄附金については、平成23年度：約245千円、平成24年度：約345千円、平成25年度：約336千円、平成26年度：約375千円となっており、認証NPO法人と比べて条例指定NPO法人は寄附金の受け入れ金額では上回って推移しているが、個々の法人についてみるとその状況は一律ではなく、法人ごとの事情や取り組み方によって寄附受け入れ額については差がある。



（平成23年度から平成26年度分として川崎市に提出された各法人の活動計算書を集計）

(4) NPO法人への寄附に関する意識

平成24年度かわさき市民アンケート（平成24年7月～8月、3,000通郵送に対して1,380人から回答。有効回収率46.0%）において寄附をしたことがあると回答した市民に対してその際に重視することを聞いた設問を分析すると、上位から順に「活動の内容に賛同・共感できる」「会費や寄附金の使途が明確で有効性が確認できる」「社会的な評価を受けている」「不適正な経理を行っていない」などが挙げられている。また、公益財団法人かわさき市民活動センター主催「ごえん楽市」会場内の「寄附体験コーナー」で実施したアンケート（平成28年1月、回収数110通）において寄附をしたことがないと回答した市民に対してその理由を聞いたところ、上位の理由として「寄附を求められたことがないから」「活動内容が分からないから」「寄附が何に使われるかわからないから」などが挙げられている。

5 特定非営利活動促進法の改正の動向

特定非営利活動促進法は平成24年4月改正法の附則において、法律の施行後3年を目途として、特定非営利活動の施策の在り方について検討を加える旨の規定を置いていたところであるが、今般、「特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保」するため、認証申請手続における添付書類の縦覧期間の短縮、認定NPO法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前提出の免除、事業報告書等の備置き期間の延長、貸借対照表の公告義務付けなどを内容とする法改正が行われた。条例指定制度は、特定非営利活動促進法に基づく認定制度等を参考としながらその仕組みを構築していることから、法改正の趣旨・内容を踏まえる必要がある。

第2 条例指定制度の運用上の課題について

前述のような川崎市における指定状況、各NPO法人の状況、寄附の状況等を考慮すると、条例指定制度の運用上の課題については、次のように整理することができる。

1 指定基準及び手続に関すること

前述のように地方税法に基づく条例指定制度の仕組みとしてその基準については各自治体の判断に委ねられていることから、指定基準については様々な設定がなされているところである。このため、今後の運用に当たっては、制度導入時の考え方、これまでの指定状況、認定基準とのバランスなどの事情を勘案しながら、川崎市の指定基準について改めて考え方を整理しておく必要があると考えられる。

また、条例指定の取得にかかわる手続の負担が重いことや基準の適否が分からない

ことなどによって、条例指定の取得の意向がある法人において制度を利用しづらくなっている状況がある。NPO法人に対するヒアリングの結果からは、事務手続の負担を理由に指定申出を躊躇する法人があり、また、事前相談の充実や基準への事前判定を望む意見があるなど法人自身では基準の適否を判断しづらいことで取得に向けた準備を進められない状況があると考えられる。

2 条例指定取得による効果に関すること

条例指定を取得したNPO法人に対する寄附促進という点においては、まだ効果は限定的な状況である。条例指定を取得することによって認定基準におけるPST基準を満たし、認定取得の機会を広げているものの、各法人が感じているとおり、条例指定や認定取得によって自然に寄附が増えるわけではなく、それぞれの法人ごとの事情や取り組み方によって差が出ている状況である。また、市民が寄附をする際にNPO法人の社会的評価を重視する傾向があることから、条例指定や認定取得がその役割を果たす可能性もあると考えられるが、制度そのものの浸透が十分ではないために、各法人においてその意義を十分に生かし切れていない状況にあると考えられる。

3 法人の運営基盤に関すること

条例指定の取得を検討する法人において、会計、税務、労務、広報など法人運営の管理面の体制を十分に整えることができず、指定申出に当たって基準を満たすための取組が進んでいない状況があるということである。役員やスタッフの中に必ずしもこうした専門家がいないわけではなく、また、設立後の運営上も事業実施にできるだけ経営資源を投入しようとすることから、法人運営の管理面の体制については脆弱となりがちである。これまでに行政になされた事前相談の状況をみても、寄附者数の要件など指定NPO法人特有の基準に適合していないケースのほか、経理処理の方法や帳簿の保存、事業報告書の期限内の提出など一般の認証NPO法人の運営上も求められる内容が条例指定取得に当たってのハードルとなるケースも見受けられるなど、こうした法人運営の基本でもある管理面の基盤整備が改めて必要な状況と考えられる。

第3 条例指定制度の今後の運用に向けた提言

前述のような制度運用上の課題等を踏まえ、本審査会としては、今後、川崎市の条例指定制度については、次のように運用していくべきであるとする。

1 条例指定制度の運用によって目指す方向性

川崎市の条例指定制度は、「市民の特定非営利活動法人に対する寄附の気運を醸成す

ることにより、市民による相互支援を促進し、もって市内の特定非営利活動の健全な発展を図ること」（基準条例第1条）を目的として導入されたものである。市民のNPO法人に対する寄附が根付いていくことは、「川崎市市民活動支援指針」（平成13年9月）に掲げた市民による相互支援の考え方の具体化の1つであり、多様性・柔軟性・きめ細かさなどの特徴を持つNPO法人の活動と連動しながら、今後、高齢化、子育て、環境などの課題に対応して暮らしやすい地域をつくっていくために重要な要素の1つになっていくと考えられる。

川崎市の指定基準では、市内における継続的な公益活動の実績があり、市民から広い支持を受けていること、また、運営組織や経理等がNPO法人として適正に運営されていることを求めている。これは、一義的には寄附金の税額控除によって財政的な支援を受けるNPO法人として適当と認められるかどうかの審査基準であるが、同時に、市民による相互支援が根付く地域に求められるNPO法人のあり方を表すものと言うこともできる。

したがって、行政としては、条例指定制度の運用を通じて、こうした「地域で広く支持を受け、適正に運営される法人」が増えていくことによって、市民の暮らしやすさの向上に寄与することができるよう取り組んでいくべきである。

2 指定基準のあり方

地方税法においては、NPO法人から申出があった場合において適当と認めるときに対象となるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地を条例で定める旨を規定しているのみで、具体的な指定基準については各自治体の判断に委ねられている。特に認定のPST基準（パブリックサポートテスト）に相当する基準、いわゆる「公益要件」については各自治体の考え方によって、様々な基準の設定が見られるところであることから、今後の条例指定制度の運用に当たっては、現行の指定基準をどのように考えるかについて整理しておく必要がある。

川崎市の公益要件は、「地域における支持」について、認定基準を参考としながら寄附や会費を負担した川崎市民の人数によって判断するものとなっており、行政等から支持を受けている実績等も選択できる他の自治体の基準と比較して厳しいとの見方もありうる場所である。これについては、一定程度の金銭的負担があるかどうかをみることで明確な「地域における支持」として透明性や公平性を確保できるとした制度導入時の考え方は現時点でも妥当と考えられること、また、市民による相互支援が根付く地域に求められるNPO法人のあり方を表すものでもあると考えられること、さらに、認定制度とのバランスでも今般の特定非営利活動促進法の一部改正においてPST基準が変更されていないことなどの状況を踏まえると、現時点において指定基準を改正する理由はないものと考えられる。

したがって、本審査会としては、当面は、現行の指定基準を継承しながら、次に述べるような取組によって、この指定基準を満たす法人を育てていく方向で制度を運用していくべきであるとする。

3 具体的な取組

現行の指定基準を継承しつつ、「地域で広く支持を受け、適正に運営される法人」が増えていくようにするためには、次に述べるように「制度の使いやすさの向上」、「条例指定NPO法人等への寄附促進」、「法人の運営基盤の整備・強化のサポート」に取り組む必要がある。

(1) 制度の使いやすさの向上

まず、条例指定を取得したいと考えるNPO法人が必要以上に時間や労力をかけずに手続を行うことができるようにするため、制度の使いやすさの向上に向けた取組を進める必要がある。

ア 条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化

条例指定を取得したNPO法人を対象としたヒアリングでは、認証関係、条例指定関係、認定関係で3種類の書類を提出することへの負担とともに、提出書類の中で記載内容そのもののほか記載する趣旨・必要性が分かりにくい、条例指定と認定で必要な書類が似通っているため混乱しやすいなどの声があった。条例指定の申出やその後に取得する認定にかかる事務も含めて手続面についての負担感が大きいことがうかがえ、各法人が条例指定の取得を目指す際の支障の1つとなっていると考えられる。

基準適合の実質面を確保することが大前提となることは言うまでもないが、各種様式の記載事項をできるだけ分かりやすく示すことや、条例指定と認定の両方を取得したNPO法人に対しては、例えば、それぞれの制度に基づいて事業年度終了後に作成・提出する書類の中で内容が同様のものについては、条例指定の書類の作成・提出を免除して重複を解消することなどによって、手続面の簡素化を図る必要がある。

イ 基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討

条例指定や認定の取得の意向があるNPO法人を対象としたヒアリングでは、基準の適合状況については、検討ができていないので基準がクリアできるかわからないという回答や問題があれば改善に向けて取り組むために基準の適否についての事前判定を望む意見があった。

川崎市の指定基準は、透明性や公平性を確保するため、条例や規則において可能な限り明確化することを意図して設計されているものの、基準の中には解釈の幅があるものや規定を読んだだけではNPO法人にとって具体的にイメージしにくいものもあり、こうしたことがNPO法人にとって取得を目指すハードルになっている側面もある。したがって、川崎市や他自治体における運用状況の中で確立されてきた解釈等を踏まえながら、法人自身が基準適合を判定できるような簡易なチェック表を作成するなど可能な限り基準を明確化して示せるように取り組む必要がある。

また、条例指定制度は2年間の「実績判定期間」を設け、基準適否をその期間の実績で判定する仕組みとなっているため、取得を目指そうとする場合に、実績判定期間に入る前の段階で基準の適否を確認し、必要があれば改善しておきたいというニーズがある。これについては、条例指定の取得に向けた法人側及び行政側の双方の事務の効率化につながるとともに、法人運営の基盤整備にも資するものと考えられることから、公平性を担保しながら事前に基準適合を判定できるような仕組みについても検討することが望ましい。

ウ 法人設立段階からの指定基準等の周知

条例指定を取得するかどうかにかかわらずNPO法人として求められる基本的な事項については法人設立段階からしっかり対応するとともに、条例指定を目指すに当たって求められる公益要件等についても、これを理解したうえで法人運営に当たっていくことで、実際に条例指定を目指そうとするときに運営体制の整備等に要する時間や労力を少なくすることができると考えられる。このため、新規設立法人も含め市内NPO法人に対する条例指定制度・認定制度の基準等の周知に取り組む必要がある。

(2) 条例指定NPO法人等への寄附促進

次に、条例指定制度の本来の目的であるNPO法人に対する財政的支援が実現できるように、条例指定を取得したNPO法人に対して実際に寄附が促進されるような取組を進める必要がある。こうした効果が表れるようになれば、これから条例指定を目指すとするNPO法人の動機にもつながると考えられる。

ア 条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援

条例指定や認定は、これを取得しただけで寄附が自然と集まるというものではない。それぞれのNPO法人においても活動内容などについての丁寧な説明・広報が必要と認識し、寄附の呼びかけなどファンドレイジング（資金調達）に積極的に取り組んでいるが、寄附をする市民が「活動内容への賛同・共感」「寄附の使い

道や有効性」「法人の社会的評価」「経理の適正性」などを重視していることを踏まえて一層の取組が必要である。行政としても、セミナーの開催や、課題と成功事例等の共有のためにNPO法人間で情報交換をする機会の設定等を通じて、条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けて支援していく必要がある。

イ 制度周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報の支援

市民のNPO法人に対する寄附を促進するためには、その取り組んでいる課題や活動内容について広く市民に認知される必要がある。これまでも、市ホームページでのPRやNPO応援ガイドの発行、街頭での広報啓発活動などに取り組んできたところであるが、市内企業や中間支援組織等と連携したイベント開催やSNSを活用した情報発信などを含め、様々な手法を用いてNPO法人の活動に関する広報の支援に取り組んでいく必要がある。

ウ 企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討

各NPO法人においては条例指定やその後の認定取得の目的として、企業等に対する支援や事業連携の呼びかけのしやすさを挙げる法人もあるが、企業側でも地域・社会貢献に取り組む中でNPO法人を寄附等によって支援したり、事業で連携したりするケースもあり、NPO法人と企業の連携は進みつつある状況である。前述のような活動の広報支援に取り組むことと併せて、企業のこうした地域・社会貢献の取組について認定・表彰を行ったり、契約上の評価項目としたりするなど行政として奨励する仕組みがあれば、企業側の取組を後押しする効果があると考えられることから、他都市の取組等も参考にしながら様々な手法について調査・検討していくことが望ましい。

(3) 法人の運営基盤の整備・強化のサポート

最後に、法人の運営基盤の整備・強化をサポートする取組を進める必要がある。これは、指定基準を満たし、条例指定を取得しうるNPO法人のすそ野が広がるということだけではなく、運営基盤が整うことによってそれぞれのNPO法人の本来目的である事業がより効果的に実施できるようになることや市内NPO法人全体の信頼性向上にもつながる効果もある。なお、次のような取組については、かわさき市民活動センターをはじめとする中間支援組織がその中心的な役割を担っていくことが効果的であるとする。この場合に、例えば、NPO法人の運営をサポートする人材を「NPO支援士」として養成し、チームを構成するなどによって総合的な支援体制を構築することが望ましい。

ア 会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備

条例指定等を取得したNPO法人に対するヒアリングにおいて、会計、税務、労務等に関する専門家に気軽に相談できる窓口などを望む意見があった。指定基準においては適正な会計処理や法令に沿った運営が求められているが、会計、税務、労務等について専門的な知識が不足することで、基準適合に向けた対応が難しくなったり、日々の疑問を解消することができないまま、事業運営を強いられている状況があると考えられる。現在、かわさき市民活動センターにおいて東京地方税理士会の協力を得て市民活動団体向けの税理士相談を実施しているところであるが、こうした取組も大切にしながら、会計、税務、労務等の各専門分野に係る支援体制の充実に取り組む必要がある。

イ 法人運営の管理面を継続的にサポートするスタッフ人材の育成等

条例指定や認定の取得の意向があるNPO法人を対象としたヒアリングにおいて現在の状況について聞いたところでは、業務多忙で書類作成の余裕がない、事務負担も大きいと取り組めない、申請の準備に人を割けないなどを準備が進められない理由として挙げる法人が多い。各NPO法人においては直接事業とは結びつかない会計、税務、労務や広報などの管理面については専従のスタッフを充てにくいことから法人運営の弱点となりがちであるが、こうした管理にかかわる対応については、日々の細かい対応が必要であり、専門家の支援体制の構築だけでは解決できないものもある。このため、法人運営を事務面で支えるスタッフを新規に養成する講座の開催や既に市で取り組んでいるプロボノ^(※)事業等を通じて継続して法人運営に携わる人材の発掘などに取り組む必要がある。

※プロボノ：各分野の専門家が職業上持っているスキルや知識、経験を活かして、社会的・公共的な目的のために行うボランティア活動のこと。

ウ 中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備

NPO法人において条例指定やその後の認定を目指そうとする場合には、その申請のための準備や運営体制の構築、必要なコストやそれによって得られるメリットの考慮などについて一定の経営判断が必要であり、法人内部での意思決定手続も必要となってくる。その際、条例指定や認定を目指す法人に対してそれぞれの運営実態に応じたきめ細かなアドバイスや必要な外部資源の見極め・仲介などのコーディネートを行うことが有効であり、こうした伴走型の支援が今後の取組の鍵になると考えられる。これについては中間支援組織が各法人のニーズをきめ細かく把握しながら柔軟に取り組むことが望ましいことから、今後かわさき市民活動センター等が中心となって伴走型の支援を進めていくことを期待したい。

おわりに

以上、川崎市の条例指定制度について、制度導入以後の指定状況や市内NPO法人の状況、特定非営利活動促進法の改正動向等を勘案しながら、今後の制度運用の方向性や必要と考えられる具体的取組等について述べた。

川崎市の条例指定制度は、市民からNPO法人への寄附の気運を醸成し、市民による相互支援を促進することをその目的としている。これを実現することは決して容易ではないものの、今後の地域づくりに向けては欠かせないものであり、行政としてもこの制度の更なる活用を図る必要がある。

今回提言した具体的取組の中には、行政としてすぐに取り組むことができるものもあれば、実現に一定の時間がかかると考えられるものもあるが、本答申の趣旨を踏まえて着実に取組を進めていくことを期待したい。また、適時にそうした取組の効果を検証するとともに、今後とも、指定状況や制度を取り巻く情勢等を踏まえた必要な措置について継続して検討・実施していくことが望ましいと考える。

－川崎市指定特定非営利活動法人審査会（第2期 平成26年9月1日～平成28年8月31日）－

氏 名	役 職 名 等
○小倉 敬子	公益財団法人かわさき市民活動センター理事長
小澤 裕司	税理士（東京地方税理士会川崎南支部）
齊藤 準	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会理事
飛田 博史	公益財団法人地方自治総合研究所研究員、東京工業大学連携准教授
藤枝 香織	一般社団法人ソーシャルコーディネートかながわ副理事長
◎前田 成東	東海大学政治経済学部長・教授

※敬称略、五十音順、◎：会長、○：会長職務代理者

川崎市指定特定非営利活動法人審査会答申の概要 ～特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について～

答申の背景

○平成24年7月に、「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」(基準条例)を制定し、NPO法人の「条例指定制度制度」を導入してから、4年を経過。
○現時点で、条例指定法人は6団体となっているが、最近は年度ごとの指定件数が減少。また、昨年度は指定取消しも発生
○「川崎市市民活動支援指針改訂検討委員会報告書」(平成26年11月)や「川崎市協働・連携の基本方針」(平成28年3月)を踏まえ、新たな支援手法の開発・活用や協働・連携の担い手となる主体の基盤強化に取り組むこととしており、「川崎市総合計画」においては、こうした取組の成果を測る指標として「市内認定・条例指定NPO法人数」を設定 ⇒ 平成37年度までに30団体以上

基準条例制定時の附則の検討規定 = 「特定非営利活動促進法及びこの条例の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

◆基準条例附則の検討規定を踏まえ、本年4月に審査会に対し、制度運用の方向性や具体的取組について諮問
↓
◆審査会において、4月以降、検討・審議を行ってきた結果をとりまとめたもの
※審査会は基準条例に基づき設置された附属機関。指定NPO法人の審査のほか、指定NPO法人に関する重要事項を所掌

検討に当たって考慮すべき状況

○平成24年7月の制度導入以後、最近は年度ごとの指定件数は、減少傾向。また、昨年、資産管理が不適正であったことにより指定取消が発生

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	現在
指定2	指定3	指定1	指定1 取消1	6団体

○認証法人数に占める認定・条例指定法人数の割合は、県内のNPO所轄庁では低い状況 (H28.1.31現在)

神奈川県	横浜市	相模原市	川崎市
4. 6% (68団体 / 1, 465団体中)	3. 4% (49団体 / 1, 448団体中)	8. 0% (16団体 / 200団体中)	2. 5% (9団体 / 353団体中)

○各自治体における指定基準(地域からの支持の実績)については、各自治体の考え方により様々なパターンがある中、川崎市は当該NPO法人に対して寄附や会費を支出した川崎市民の数で判定。この基準だけで判定しているのは、神奈川県内では川崎市のみ。

○条例指定の取得意向があるNPO法人において、条例指定の取得にかかる手続の負担、基準への適合状況を自ら判定しづらいこと、そのほか法人運営の基本的な事項が指定申出に当たってのハードルとなるケースが見られる。

○条例指定NPO法人の寄附受け入れ状況は、平均的には一般の認証NPO法人より高い水準で推移しているものの、個々のNPO法人の状況を見ると一律ではなくそれぞれの事情や取り組み方によって差がある状況

○本年6月、NPO活動の一層の健全な発展を図るとともに、NPO法人の運営の透明性を図る観点から、認証手続の簡素化、貸借対照表の公告義務付けなどを内容とするNPO法改正が成立

制度運用上の課題

指定基準・手続	・自治体によって様々な指定基準がある中、本市の基準の考え方の整理が必要 ・法人においては、手続の負担感、基準の自己判定の難しさ等により申出を躊躇
条例指定の効果	・条例指定を取得することにより認定取得の機会が広がっているものの、寄附の促進という点では、まだ効果は限定的
法人の運営基盤	・会計、税務、労務、広報など法人運営の管理面の体制を十分に整えることができず、指定申出のための準備を進めることができない。

条例指定制度の今後の運用に向けた提言

1 条例指定制度の運用によって目指す方向性

○市民からNPO法人への寄附が根付いていくことは、多様性・柔軟性・きめ細かさといった特徴をもつNPO活動と連動して、市民による相互支援で暮らしやすい地域をつくっていく上で重要
○行政としては、条例指定制度の運用を通じて、こうした寄附を受けながら地域で活動する主体として、指定基準に定める「地域で広く支持を受け、適正に運営されるNPO法人」が増えていくように取り組むべき

2 指定基準のあり方

⇒ 現行の指定基準は、当面は継承すべきである。
(理由)・地域における支持の実績を測るために、一定程度の金銭的負担があるかどうかをみることで透明性と公平性を確保できるとした導入時の考え方は現時点でも妥当
・川崎市の指定基準は、地域に求められるNPO法人のあり方も表すもの
・今般の特定非営利活動促進法の改正で認定のPST基準が変更されていない。

3 具体的な取組

- (1) 制度の使いやすさの向上
条例指定の取得意向がある法人が必要以上に時間や労力をかけず手続を行えるようにする。
 - －条例指定及び認定の提出書類の重複解消など手続面の簡素化
 - －基準・運用の明確化と事前判定の仕組みの検討
 - －法人設立段階からの指定基準等の周知
- (2) 条例指定NPO法人等への寄附促進
制度の本来目的であるNPO法人に対する財政的支援を実現し、指定取得の効果を高める。
 - －条例指定NPO法人等のファンドレイジング力向上に向けた支援
 - －条例指定制度・認定制度の周知や条例指定NPO法人等の活動に関する広報の支援
 - －企業等の地域・社会貢献の取組を奨励する仕組みの検討
- (3) 法人の運営基盤の整備・強化のサポート
条例指定を取得しうるNPO法人の拡大、事業の効果的实施、NPO法人の信頼性向上を図る。
 - －会計、税務、労務等の専門家による相談体制の整備
 - －法人運営の管理面を継続的にサポートするスタッフ人材の育成等
 - －中長期的な経営視点に立った伴走型の支援体制の整備

条例指定法人推移

年度	年度増減	指定法人名称	指定法人数
2012 (H24) 年度	指定 2	キーパーソン 2 1 神奈川子ども未来ファンド	2 法人
2013 (H25) 年度	指定 3	スマイルオブキッズ 秋桜舎 ぐらすかわさき	5 法人
2014 (H26) 年度	指定 1	あさお市民活動サポートセンター	6 法人
2015 (H27) 年度	指定 1 取消▲ 1	かわさき市民アカデミー 神奈川子ども未来ファンド	6 法人
2016 (H28) 年度			6 法人
2017 (H29) 年度	指定 1	神奈川被害者支援センター	7 法人
2018 (H30) 年度			7 法人
2019 (R1) 年度	指定 1	かわさき創造プロジェクト	8 法人
2020 (R2) 年度	指定 1	くるみー来未	9 法人

認定法人推移

年度	年度増減	認定法人名称	認定法人数
2012 (H24) 年度	認定 0 仮認定 1	ぐらすかわさき（仮認定）	認定 0 法人 仮認定 1 法人
2013 (H25) 年度	認定 3 仮認定 0	キーパーソン 2 1 WE21 ジャパン・たかつ アクト川崎	認定 3 法人 仮認定 1 法人
2014 (H26) 年度	認定 2 仮認定▲ 1	ぐらすかわさき（仮認定⇒認定） 秋桜舎	認定 5 法人 仮認定 0 法人
2015 (H27) 年度	認定 3 仮認定 0	あさお市民活動サポートセンター かわさき市民アカデミー 教育活動総合サポートセンター	認定 8 法人 仮認定 0 法人
2016 (H28) 年度	認定 0 特例認定 0		認定 8 法人 特例認定 0 法人
2017 (H29) 年度	認定 0 特例認定 0		認定 8 法人 特例認定 0 法人
2018 (H30) 年度	認定 1 特例認定 1	フリースペースたまりば くるみー来未（特例認定）	認定 9 法人 特例認定 1 法人
2019 (R1) 年度	認定 1 特例認定 0	川崎市サッカー協会	認定 1 0 法人 特例認定 1 法人
2020 (R2) 年度	認定 1	かわさき創造プロジェクト	認定 1 1 法人 特例認定 1 法人

本市条例指定及び認定法人一覧

名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動の種類	主な事業	条例指定、認定の経過		
特定非営利活動法人 キーパーソン21	中原区新丸子東	・子どもの健全育成 ・社会教育の推進 ・まちづくりの推進	・小中高校生に対するキャリアプログラムの実施事業 ・キャリアプログラムの普及啓発事業 ・社会参加支援事業 ・寄贈品、グッズなどの販売 ・会員のサークル活動支援事業	→	H24.12.14 川崎市 条例指定 (3,000円×50人) ※H29.9更新	H25.5.31 川崎市 認定
特定非営利活動法人 スマイルオブキッズ	横浜市南区六ツ川	・保健、医療又は福祉の増進 ・人権の擁護又は平和の推進 ・子どもの健全育成 ・関係団体の運営等の援助等	・闘病児及び家族の支援施設の整備及び運営事業 ・闘病児に関わる法人、団体等への助言・支援事業 ・闘病児及び家族の交流の場の提供事業 ・調査及び提言事業 ・闘病児に関わるボランティアの育成と派遣事業	→	H23.7.1 国税庁 認定	H25.6.26 川崎市 条例指定 (認定法人) ※H30.3更新
特定非営利活動法人 秋桜舎	多摩区三田	・保健、医療又は福祉の増進 ・社会教育の推進 ・まちづくりの推進 ・子どもの健全育成	・居宅サービス事業、居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業、介護予防支援事業 ・独居又は病弱の高齢者に対する給食宅配事業 ・高齢者・中途障害者等日帰り介護事業及び訪問介護事業 ・児童福祉に関する保育事業	→	H25.12.24 川崎市 条例指定 (3,000円×50人) ※H30.10更新	H26.6.25 川崎市 認定
特定非営利活動法人 ぐらすかわさき	中原区新城	・まちづくりの推進 ・関係団体の運営等の援助等	・市民活動を支援するための事業の企画・実施 ・コミュニティビジネスを支援するための事業の企画・実施 ・子育てを支援する場所の運営及び関連事業の企画・実施 ・市民が交流する場所の運営及び関連事業の企画・実施	H24.8.31 川崎市 仮認定	H25.12.24 川崎市 条例指定 (3,000円×50人) ※H30.10更新	H26.6.19 川崎市 認定
特定非営利活動法人 あさお市民活動サポートセン ター	麻生区上麻生	・まちづくりの推進 ・関係団体の運営等の援助等	・交流促進事業 ・市民活動推進事業	→	H26.12.18 川崎市 条例指定 (1,000円×100人) ※R1.9更新	H27.8.11 川崎市 認定
特定非営利活動法人 かわさき市民アカデミー	中原区今井南町	・社会教育の推進 ・まちづくりの推進 ・学術、文化、芸術の振興	・川崎市生涯学習財団「かわさき市民アカデミー」に関する事業 ・市民の自己実現と活力ある市民社会の創造を目指す生涯学習事業 ・生涯学習の成果を市民に公開する事業	→	H27.7.7 川崎市 条例指定 (1,000円×100人) ※R2.3更新	H27.12.4 川崎市 認定
特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター	横浜市神奈川区	・災害救援活動 ・人権の擁護又は平和の推進	・被害者等に対する電話相談及び面接相談並びにカウンセリング ・被害者等への直接的支援(危機介入、付添い、その他の役務の提供) ・被害者自助グループへの支援 ・関係機関・団体等との連携による被害者支援	→	H26.7.1 横浜市 認定 (3,000円×100人)	H29.12.14 川崎市 条例指定 (認定法人)
特定非営利活動法人 かわさき創造プロジェクト	多摩区中野島	・社会教育の推進 ・まちづくりの推進 ・子どもの健全育成 ・情報化社会の発展	・地域情報受発信に関する事業 ・シニアを中心とする市民の社会参加支援事業 ・教育支援活動事業 ・地域活性化のための諸活動を行う行政、地域諸団体の援助に関する事業	→	R1.12.16 川崎市 条例指定 (3,000円×50人)	R2.6.23 川崎市 認定
NPO法人 くるみー来未	中原区上平間	・保健、医療又は福祉の増進 ・子どもの健全育成 ・情報化社会の発展	・自閉症スペクトラム当事者等のライフスキル・就労・成年後見に関する情報提供事業 ・自閉症スペクトラム等に関する普及啓発事業 ・自閉症スペクトラム当事者等のライフスキル向上に寄与するための活動支援事業	H31.2.1 川崎市 特例認定	R2.12.17 川崎市 条例指定 (3,000円×50人)	

名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動の種類	主な事業	条例指定、認定の経過		
特定非営利活動法人 WE21ジャパンたかつ	高津区溝口	・環境の保全 ・人権の擁護又は平和の推進 ・国際協力の活動 ・関係団体の運営等の援助等	・資源のリユース・リサイクルを推進する事業 ・アジア等における市民・女性の生活向上と自立を支援する事業 ・地域市民の国際的な意識の自覚を促進する事業 ・この法人の事業の広報普及を図る事業	→	H24.12.28 神奈川県 条例指定 (100人以上の署名)	H25.7.8 川崎市 認定
特定非営利活動法人 アクト川崎	中原区井田杉山町	・環境の保全 ・社会教育の推進 ・まちづくりの推進 ・関係団体の運営等の援助等	・環境保全に係る普及啓発及び相談助言 ・環境保全活動を行う個人・団体の支援・交流・連携の促進 ・多様な主体間の連携推進・行政とその他主体との協働の推進 ・環境学習・環境教育の企画運営、環境保全活動の指導者育成 ・環境保全に係る調査研究及び情報提供	→	H25.7.9 神奈川県 条例指定 (行政からの委託)	H25.12.3 川崎市 認定
特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター	高津区下作延	・福祉の推進 ・子どもの健全育成 ・社会教育の推進 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ・関係団体の運営等の援助等	・教育・福祉に係る相談等支援に関する事業 ・適応指導に関する事業 ・学習支援に関する事業 ・特別支援教育に関する事業 ・青少年の健全育成を図るための環境整備に関する事業	→	→	H27.12.18 川崎市 認定 (3,000円×100人)
特定非営利活動法人 フリースペースたまりば	高津区千年	・人権の擁護又は平和の推進 ・子どもの健全育成 ・社会教育の推進	・誰もが安心して過ごし学べる居場所の開設と運営 ・不登校・引きこもりなどで悩む本人や家族等の相談・援助活動 ・フリースペースの利用者による自主企画・活動の支援 ・保護者・教育関係者・学生・市民の学習と交流の機会及び情報の提供・発信活動	→	→	H30.12.13 川崎市 認定 (3,000円×100人)
特定非営利活動法人 川崎市サッカー協会	中原区小杉町	・保健、医療又は福祉の増進 ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ・子どもの健全育成	・サッカー大会及び競技会等の企画・開催に関する事業 ・サッカー競技の啓発及び振興に関する事業 ・サッカー選手及び指導者・審判等の育成及びその支援に関する事業 ・サッカーを通じての、地域住民の交流のための支援に関する事業	→	→	R1.6.13 川崎市 認定 (3,000円×100人)

条例個別指定の実施状況(2020.8.31現在)

令和2年8月31日現在、条例指定を受けている法人は全国で370法人である。
また、条例指定制度を実施している自治体数は158となっている。

都道府県	NPO法人 (2020.8.31)	所轄庁認定 NPO法人数 (2020.8.31)	所轄庁特例認定 NPO法人数 (2020.8.31)	条例指定制度			市町村情報 (2020.8.31)
				有	無	法人数 (2020.8.31)	
北海道	1,210	12	2	○		2	三笠市ほか86市町村(111法人)
青森県	417	4	0	○		1	
岩手県	486	21	0		×		遠野市(1法人)
宮城県	414	9	0		×		
秋田県	355	3	0		×		
山形県	440	8	0		×		朝日町(1法人)
福島県	919	18	1		×		
茨城県	849	15	0		×		
栃木県	626	12	1		×		
群馬県	820	10	0		×		
埼玉県	1,748	27	2	○		9	
千葉県	1,618	29	0		×		市川市(5法人)
東京都	9,238	298	2		×		
神奈川県	1,471	49	1	○		67	横須賀市ほか21市町(32法人)
新潟県	454	9	0		×		
富山県	377	4	0		×		
石川県	354	11	0		×		
福井県	249	4	1		×		
山梨県	458	9	1		×		
長野県	1,000	14	2	○		0	
岐阜県	748	13	1		×		七宗町(1法人) 白川村(1法人)
静岡県	684	12	0		×		
愛知県	1,106	23	2		×		刈谷市(12法人) 安城市(19法人) 知立市(4法人) 碧南市(7法人) 高浜市(10法人)
三重県	736	6	0	○		2	
滋賀県	588	26	1	○		3	
京都府	523	11	1	○		9	
大阪府	1,790	12	0	○		7	
兵庫県	1,426	22	1		×		
奈良県	520	1	0	○		1	奈良市(3法人)
和歌山県	388	5	1		×		
鳥取県	290	5	0	○		5	
島根県	291	6	0		×		飯南町(2法人)
岡山県	468	6	0		×		
広島県	457	7	1		×		
山口県	420	9	1		×		
徳島県	366	7	0	○		2	那賀町(5法人)
香川県	386	6	0		×		
愛媛県	486	6	1		×		
高知県	337	8	0		×		
福岡県	809	13	0		×		
佐賀県	380	11	0		×		
長崎県	498	7	1		×		
熊本県	445	5	0	○		2	
大分県	462	5	1	○		1	大分市ほか15市町(1法人)
宮崎県	446	5	0		×		五ヶ瀬町(3法人)
鹿児島県	877	4	0		×		
沖縄県	490	6	0		×		
小計	39,920	813	25	14	33	111	(218法人)

政令市	NPO法人 (2020.8.31)	所轄庁認定 NPO法人数 (2020.8.31)	所轄庁特例認定 NPO法人数 (2020.8.31)	条例指定制度		
				有	無	法人数 (2020.8.31)
札幌市	944	19	0	○		2
仙台市	402	18	0		×	
さいたま市	381	10	0		×	
千葉市	374	9	0	○		0
横浜市	1,537	59	0	○		6
川崎市	360	11	1	○		8
相模原市	236	12	0	○		13
新潟市	265	7	1		×	
静岡市	331	12	0		×	
浜松市	234	6	1		×	
名古屋市	877	26	1	○		5
京都市	831	29	5	○		7
大阪市	1,430	41	2		×	
堺市	263	1	0		×	
神戸市	782	23	0		×	
岡山市	288	14	0		×	
広島市	358	4	0		×	
北九州市	287	2	0		×	
福岡市	634	16	0		×	
熊本市	313	5	0	○		0
小計	11,127	324	11	8	12	41

合計	51,047	1,137	36	22	45	370(都道府県(111)、政令市(41)、その他市町村(218)における条例指定法人合計数) ※指定を行っている自治体数:158(都道府県(14)、政令市(8)、その他市町村(136))
----	--------	-------	----	----	----	---

【認定・特例認定NPO法人数／NPO法人数】

・ 川崎市 12／ 360 = 3.3%

・ 神奈川県 50／ 1471 = 3.4%
・ 横浜市 59／ 1537 = 3.8%
・ 相模原市 12／ 236 = 5.1%

・ 都道府県 838／39920 = 2.1%
・ 政令市 335／11127 = 3.0%
・ 全国 1173／51047 = 2.3%

神奈川県内所轄庁 各法人数推移

認証法人数	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31(R1)年度末	R2年度末
神奈川県	1,478	1,491	1,516	1,489	1,473	1,471
横浜市	1,452	1,465	1,522	1,526	1,537	1,521
相模原市	202	217	228	237	236	231
川崎市	356	354	367	368	366	361

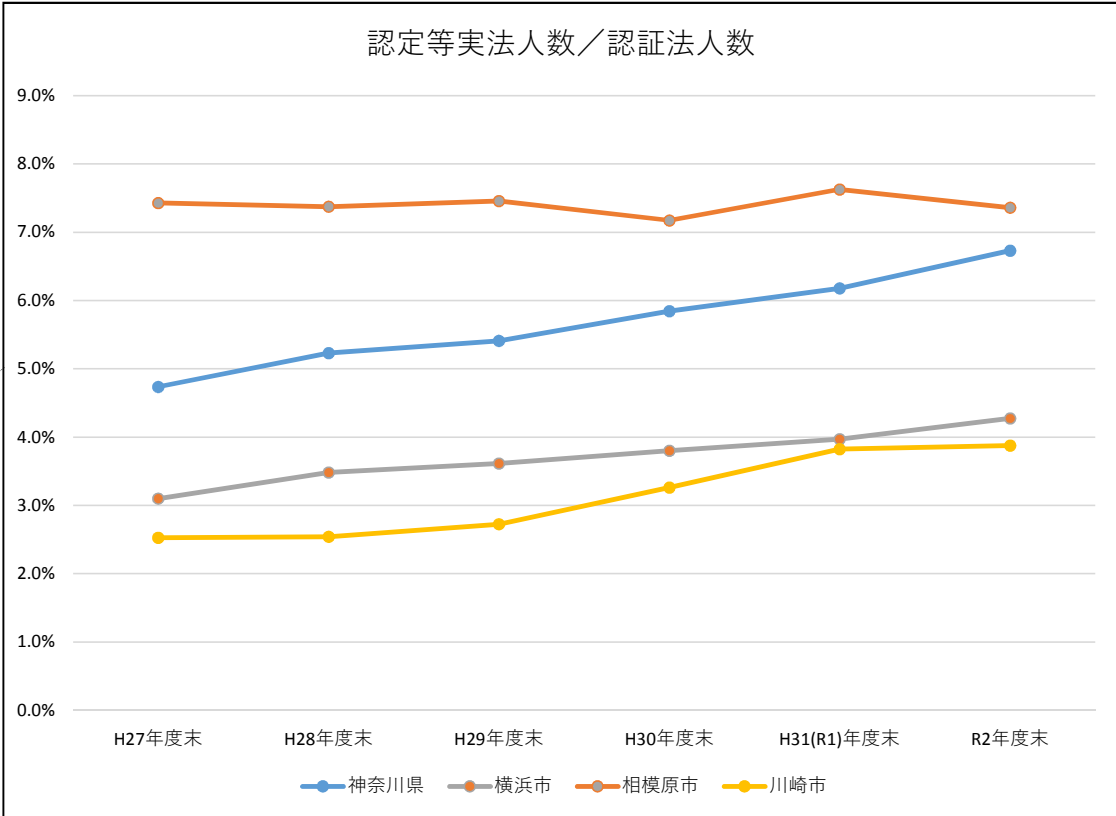
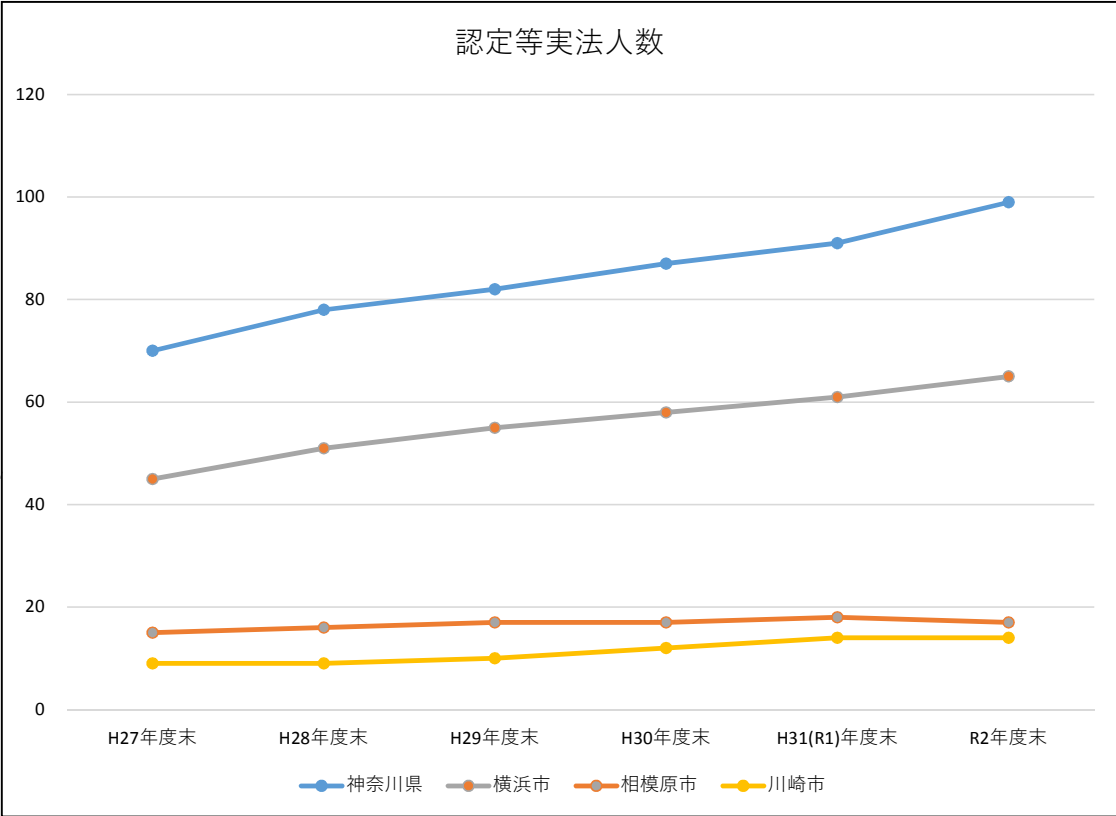
認定法人数	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31(R1)年度末	R2年度末
神奈川県	29	37	41	44	46	51
横浜市	41	45	49	54	58	61
相模原市	7	9	9	6	12	12
川崎市	8	8	8	9	10	11

特例認定法人数	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31(R1)年度末	R2年度末
神奈川県	5	5	2	2	1	2
横浜市	2	1	1	0	0	0
相模原市	1	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	1	1	1

条例指定法人数	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31(R1)年度末	R2年度末
神奈川県	48	54	58	61	66	69
横浜市	10	12	10	9	6	6
相模原市	13	13	13	14	14	12
川崎市	6	6	7	7	8	9

認定等実法人数	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31(R1)年度末	R2年度末
神奈川県	70	78	82	87	91	99
横浜市	45	51	55	58	61	65
相模原市	15	16	17	17	18	17
川崎市	9	9	10	12	14	14

認定等実法人数 ／認証法人数	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31
	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	H31(R1)年度末	R2年度末
神奈川県	4.7%	5.2%	5.4%	5.8%	6.2%	6.7%
横浜市	3.1%	3.5%	3.6%	3.8%	4.0%	4.3%
相模原市	7.4%	7.4%	7.5%	7.2%	7.6%	7.4%
川崎市	2.5%	2.5%	2.7%	3.3%	3.8%	3.9%



条例指定の基準のおおまかなパターン

PST基準

- ①相対値基準： 寄付金等収入/ 経常収入金額 ≥ 20%
- ②絶対値基準： 3,000円以上の寄付者 ≥ 年平均100人
- ③条例指定： 各地方自治体で条例で対象となる個別法人名を指定。
※通常、各地方自治体は、「指定する基準、手続等」に関する条例・規則を制定。

パターン1

①or②の基準を緩和
(例①10%、
②50人or1,000円)
+独自の基準
(例
・地元への貢献度合
・事業活動の周知・広報
・ボランティア・協働

- 例
- ・北海道(2) ・札幌市(2)
 - ・青森県(0)
 - ・長野県(0)
 - ・三重県(1) ・名古屋市(0)
 - ・大阪府(1)
 - ・奈良県(0)
 - ・徳島県(0)
 - ・鳥取県(2) ・大分県(1)
 - ・熊本県(2) ・熊本市(0)

パターン2

①or②の基準を緩和
(例①10%、②50人)

- 例
- ・埼玉県(9)
 - ・千葉市(1)
 - ・川崎市(6)

パターン3

①や②の基準とは、別の独自の基準を策定
・地域における支持
(行政の計画、施策の方向性に沿う
地域住民からの要望)
・地方自治体における公益的活動の実績
(行政との協働、表彰、助成、自治会推薦等)

- 例
- ・神奈川県(45) ・横浜市(11)
 - ・相模原市(12)
 - ・滋賀県(1)
 - ・京都府(8) ・京都市(6)

パターン4

主たる事務所が地方自治体内にあること等
or
指定基準、手続等に関する条例がない。

- 例
- ・刈谷市(14)
 - ・安城市(13)
 - ・高浜市(10)
 - ・碧南市(5)
 - ・知立市(4)

 - ・北海道内の74市町村(89)
 - ・大分県内の14市町村(1)の多く 等

注:()内の数字は、条例指定を受けた団体数(平成27年12月31日現在)

条例指定を受けると、個人住民税の軽減が適用される。

- 県指定の法人に寄付した場合： 税額控除額 (寄付金－2,000円) × 4%
- 市町村指定の法人に寄付した場合： 同上 (寄付金－2,000円) × 6%

パターン1:①相対値基準(寄付金等収入／経常収入金額 ≥20%) or
②絶対値基準(3,000円以上の寄付者≥年平均100人)を 緩和
＋独自の基準(例:地元への貢献度、事業活動の周知・広報、ボランティア・協働)

■北海道 「北海道控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」
＜指定の要件＞

指定NPO法人になるためには、次の要件に適合する必要がある（条例4）。

①公益性要件に適合すること（ア～ウのいずれかに適合）

- ア 経常収入金額のうち寄付金等収入金額の占める割合が **10分の1以上**
イ 3,000円以上の寄付者が**年平均50人以上**
ウ 道内市町村条例により指定されている法人

○三重県・大阪府・熊本県
3,000円×50人
○奈良県
3,000円×50人 or 1,000円×100人
○鳥取県
1,000円×50人
○長野県
1,000円×50人＋寄付金総額15万円

②道民周知・道民参加に関する要件に適合すること（ア、イの両方に適合）

- ア（ア）～（エ）のいずれかに適合
（ア）新聞等を通じた道民に対する情報提供が年2回以上
（イ）広報資料の配置が道内の公共施設等に5カ所以上
（ウ）道民を対象とした催物開催数が年2回以上、かつ参加者が延べ50人以上
（エ）道内における事業活動へのボランティア従事者が年延べ50人以上、かつ実従事者が10人以上
イ 道内において、国、地方公共団体、企業、団体等との協働実績が年1回以上

③基本的要件に適合すること（ア～クの全てに適合）

- ア **道内に主たる事務所があるNPO法人**
イ 事業活動において、共益的活動の占める割合が50%未満、
ウ 運営組織及び経理が適正、
エ 事業活動の内容が適切、
オ 情報公開が適切、
カ 事業報告書等の提出、
キ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がない
ク 設立の日から1年を超えている期間が経過している。

2団体

（平成27年12月31日現在）

パターン2:①相対値基準(寄付金等収入／経常収入金額 ≥20%) or
②絶対値基準(3,000円以上の寄付者≥年平均100人)を 緩和

■埼玉県 「埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例」
＜指定の要件＞

次の（1）～（4）までの基準に全て適合するNPO法人は、知事に指定の申出をすることができる。

（1）**県内に主たる事務所を置く**NPO法人であること

（2）県内で特定非営利活動の実績を有していること

（3）公益基準として、ア又はイのいずれかに適合すること

ア 経常収入額に占める寄付金等収入金額の割合が **10分の1以上**で、**かつ、自治体や国等の補助事業や委託事業を年2件以上実施**している

イ 3,000円以上の寄付者が**年平均50人以上**で、**かつ、寄附者数とボランティア実人数との合計が年100人以上**

注）ボランティア実人数：年4時間以上の活動実績があり、氏名と住所がわかるボランティア

（4）運営組織基準として、次のアからカの全てに適合）

- ア 運営組織及び経理が適切であること
イ 事業活動の内容が適正であること
ウ 情報公開を適切に行っていること
エ 事業報告書等を毎年所轄庁に提出していること
オ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと
カ 設立の日から1年を超えている期間が経過していること

9団体

（平成27年12月31日現在）

パターン3:①相対値基準(寄付金等収入／経常収入金額 ≥20%)
②絶対値基準(3,000円以上の寄付者≥年平均100人) とは
別の独自の基準を策定

■神奈川県 「地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」
＜指定の要件＞

次の①から⑤に示す要件を満たす必要がある。

① **県内で活動する**NPO法人であること

② 2つの公益要件【Ⅰ：活動内容について／Ⅱ：活動実績について】を満たすこと

【公益要件Ⅰ：活動内容について】

（A）不特定かつ多数の県民の利益に資するもの

（B）事業が地域の課題の解決に資するもの

（1）**行政の計画、施策の方向性に沿う**もの、又は、（2）**地域の住民等の要望に対応**するもの

【公益要件Ⅱ：活動実績について】

（A）定款に記載された目的に適った事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること

（B）法人以外の者から支持されている実績があること

（1）行政等から支持を受けている実績（**行政との協働、行政等からの助成、表彰**等）

（2）企業又は団体等から支持を受けている実績

（3）地域の住民等から支持を受けている実績（地域の住民等からの署名、**自治会からの推薦等**） 等

③ 運営要件を満たすこと

（A）運営組織及び経理が適切であること

（B）事業活動の内容が適切であること

（C）情報公開を適切に行っていること

（D）事業報告書等を毎年度所轄庁に提出していること

（E）法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと

④ 設立の日から1年を超えている期間が経過し、少なくとも2事業年度を終えていること

⑤ 欠格事由に該当しないこと

45団体

（平成27年12月31日現在）

パターン4:主たる事務所が地方自治体内にあること等
or 指定基準、手続等に関する条例がない。

■刈谷市(愛知県) 「～NPO法人の皆様へ～」

14団体

（平成27年12月31日現在）

※市内の全法人数 27法人

2 指定の申出をすることができるNPO法人

NPO法人が条例により指定を受けるためには、指定の申出をしていただく必要がありますが、指定の申出をしていただくには、次の（1）、（2）のいずれにも該当するNPO法人であることが条件になります。

（1）**市内に事務所又は事業所を有し、市内で活動し、今後も引き続き活動を行う予定**であるNPO法人であること。

（2）租税特別措置法第66条の1の2第3項の規定による認定を受けていないNPO法人であること。

■安城市(愛知県) 「指定NPO法人の基準と手続きについて」

13団体

（平成27年12月31日現在）

※市内の全法人数 35法人

1 対象となるNPO法人

（1）**市内に事務所又は事業所を有し、市民の福祉の増進を目的に市内で活動し、かつ、今後も引き続き活動を行う予定**であるNPO法人であること。

（2）市税に滞納がないこと

（3）NPO法第47条各号に規定する認定特定非営利活動法人の欠格事由に該当しないこと

都道府県・政令市 条例指定 公益要件比較

		北海道	青森県	埼玉県	神奈川県	長野県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	鳥取県
公益要件 1	相対値	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか	いずれも	いずれか	いずれか	いずれか	いずれか
		経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上	経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上	経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上、かつ、自治体等の補助・委託事業を年2件以上実施		経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上			経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上	経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上		
	絶対値基準	3,000円以上の寄附者が年平均50人以上	1,000円以上の寄附者が年平均30人以上、かつ、寄付金合計額が年平均15万円以上	3,000円以上の寄附者が年50人以上、かつ、寄附者とボランティアの実人数合計が年100人以上	1,000円以上の寄附者が年平均100人以上	1,000円以上の寄附者が年平均50人以上、かつ、寄付金合計額が年平均15万円以上	3,000円以上の寄附者が年平均50人以上		寄附者が年平均50人以上、かつ、寄附金合計額が年平均15万円以上	3,000円以上の寄附者が年平均50人以上	3,000円以上の寄附者が年平均50人以上	1,000円以上の寄附者が年平均50人以上
											1,000円以上の寄附者が年平均100人以上	
	指定法人	道内市町村の指定法人			県内市町村の指定法人							
	その他				行政からの支持(協働・助成・表彰)		県民対象の催物に係るボランティア従事者が年平均のべ100人以上、かつ、実人数が年平均10人以上	活動が地域の課題の解決に資するもの	ボランティア従事者の活動時間数が年平均200時間以上			ボランティア従事者が年平均50人以上
					企業等からの支持(協働・助成・表彰)		県民対象の催物の参加者が年平均のべ100人以上	活動実績及び継続見込み				
					活動地域の住民100人以上からの署名		他団体等との協働事業が年平均1回以上	NPO法人以外からの支持の実績				
				住民100人以上の自治会からの推薦								
				ボランティア従事者の総労働時間数が月平均400時間以上								
+												
公益要件 2	いずれか	いずれか		いずれも	いずれか2つ以上	いずれか		いずれにも	いずれか	いずれか	いずれか	
	新聞等で各年度2回以上の情報提供	県内地方公共団体が発行する広報誌・日刊新聞等で年平均2回以上の情報提供	県内で特定非営利活動の実績	活動が不特定多数の県民の利益に資する	申出日において会報紙を県内公共施設5ヶ所以上に配架	新聞等で年平均2回以上の情報提供	県内で活動	活動が地域課題の解決に資するもの	インターネット利用による情報提供	インターネット利用による情報提供	事業が指定されたいずれかの活動を推進するものであること	
	自主発行の広報資料を各年度道内5施設以上に配架	県民対象の催物を年平均4回以上開催		事業が地域課題の解決に資する	県民対象の催物を各年度4回以上開催	法人HPで年平均4回以上の特定非営利活動の情報提供		活動が地縁団体等と連携、または、地縁団体等から支持	会報等の継続的な発行、配布	会報等の定期的な発行、かつ、会員以外への配布・閲覧	県等からの表彰を受け又は県等と協力して事業	
	道民対象の催物各年度2回以上開催、かつ、参加者のべ50人以上			県内の活動実績及びその継続	活動状況を会報紙・インターネット等で積極的に公開(発行・更新が年2回以上)	自主発行の会報等を年平均5ヶ所以上の公共施設に配架		活動を府内で5年以上継続見込み		一般対象の催物を各事業年度4回以上		
+												
公益要件 3	行政機関、企業、団体等との協働実績が各年度1回以上	国等の補助金による事業実施が年平均1回以上			県との協働	県内で地域課題解決に資する継続した活動実績が年6月以上		いずれか	特定非営利活動事業費が年平均150万円以上	府内での他団体との協働による特定非営利活動実績、かつ、その事業の継続見込み	ボランティア従事者が各事業年度のべ100人以上	活動状況を会報誌等で各年度2回以上公開
		のべ4時間以上のボランティア従事者の実人数が年平均25人以上、かつ、合計時間が年平均200時間以上			市町村の範囲を越えた他団体との広域的な協働	県外で地域課題解決に資する継続した活動実績が年6月以上、かつ、県内で継続した活動実施見込		会員が年平均50人以上		行政、他団体との協働実績が各年度1回以上		
					地域住民から支持を受け、かつ、県の施策・事業推進に資する活動の実績							
+ 公益要件 4			県内で活動			県内地域が活動範囲					事業活動の継続性	県内で活動
地域要件		道内に主たる事務所	県内に主たる事務所	県内に主たる事務所	－	県内に主たる事務所	県内に主たる事務所	－	府内に事務所	府内に事務所	県内に主たる事務所	県内に事務所

都道府県・政令市 条例指定 公益要件比較

		徳島県	熊本県	大分県	札幌市	千葉市	横浜市	相模原市	名古屋市	京都市	熊本市	川崎市
公益要件 1	相対値	いずれか 経常収入金額に占める 寄附金等収入金額の 割合が10%以上		いずれか 経常収入金額に占める 寄附金等収入金額の 割合が10%以上	いずれか 経常収入金額に占める 寄附金等収入金額の 割合が10%以上 ※千葉県民、千葉県内 の法人	いずれか 経常収入金額に占める 寄附金の割合が10% 以上 ※千葉県民、千葉県内 の法人	いずれか 1,000円以上の寄附者 が年平均100人以上	いずれか 1,000円以上の寄附者 が年平均100人以上	いずれか 寄附者が年平均50人 以上、かつ、寄附金の 合計額が年平均15万 円以上	いずれか 寄附者が年平均50人 以上、かつ、寄附金の 合計額が年平均15万 円以上	いずれか 3,000円以上の寄附者 が年平均20人以上	いずれか 3,000円以上の寄附者 が年平均50人以上 ※川崎市民
	絶対値基準	3,000円以上の寄附者 が年平均30人以上、か つ、1,000円以上の寄附 金の合計額が年平均 15万円以上	3,000円以上の寄附者 が年平均50人以上	3,000円以上の寄附者 が年平均50人以上	3,000円以上の寄附者 が年平均50人以上	3,000円以上の寄附者 が年平均50人以上、か つ、実績判定期間中の 寄附者の実人数が100 人以上 ※千葉県民、千葉県内 の法人	1,000円以上の寄附者 が年平均100人以上	1,000円以上の寄附者 が年平均100人以上			3,000円以上の寄附者 が年平均20人以上	3,000円以上の寄附者 が年平均50人以上 ※川崎市民
					1,000円以上の寄附者 が年平均100人以上 ※千葉県民、千葉県内 の法人							1,000円以上の寄附者 が年平均100人以上 ※川崎市民
	指定法人				北海道の指定法人		神奈川県または神奈川 県内市町村の指定法 人					認定法人
	その他				ボランティア従事者が 年のべ100人以上、か つ、実人数10人以上		ボランティア従事者の 活動時間数が年400時 間以上	ボランティア従事者の 活動時間数が月400時 間以上	ボランティア従事者が 年平均のべ50人以上、 かつ、活動時間数が年 平均300時間以上、か つ、実人数が20人以上	ボランティア従事者の 活動時間数が年平均 200時間以上	ボランティア従事者の 実人数が年平均10人 以上	
					市民対象の催物を年4 回以上、かつ、参加者 のべ100人以上		行政からの支持(協働・ 助成・表彰・指定管理・ 共催)	行政からの支持(協働・ 助成・表彰・指定管理・ 共催)			行政・地縁団体等との 協働事業が年平均1回 以上	
					各事業年度の特定非 営利活動事業費が150 万円以上		企業等からの支持(協 働・助成・表彰)	地域団体等からの支持 (協働・助成・表彰)				
							自治会からの推薦	住民100人以上の自治 会からの推薦				
							中間支援組織から支援 を受けている30団体以 上からの推薦	中間支援組織から支援 を受けている30団体以 上からの推薦				
+												
公益要件 2	いずれか	いずれか	いずれか	すべてを総合的に評価			いずれも		いずれも	いずれか		
	ボランティア従事者が 年平均100人以上	ボランティア従事者が 年平均50人以上	県内地方公共団体が 発行する広報誌・日刊 新聞等で年平均2回以 上の情報提供	他団体との協働事業の 実績または見込み	市内で活動の実績	地域等の課題解決に資 する活動	事業実績かつその継続 見込	市内活動が地域の課 題解決に資するもの、 かつ、継続見込	活動が地域社会の課 題解決に役立つもの	事業が不特定多数の 市民の利益に資する	市内における公益的活 動の実績	
	県民対象の催物を年平 均3回以上	他団体との協働による 特定非営利活動を年平 均1回以上	申出日において会報紙 等を県内公共施設5ヶ 所以上に配架	寄附金充当事業の継続 見込み			不特定多数の市民の 利益に資する		行政・地縁団体等から の支持(協働・助成・表 彰・指定管理・共催)	活動内容が市の計画・ 施策の方向性に沿う		
	他団体との協働による 特定非営利活動を年平 均1回以上	申出前1年以内で県民 50人以上からの支援申 出(≡署名)	県民対象の催物を年平 均4回以上	寄附を集める活動の継続 実績、または、継続 実施体制と手法がある こと			市の計画又は施策の 方向性に沿う		市内の寄附金充当事 業の5年以上継続見込 み	活動が市の地域課題 解決に取り組むもの		
+												
公益要件 3		インターネットにより事業活動及び収支状況を公開	行政、他団体との協働実績が各年度1回以上	市内で活動		市内での活動実績	市内での活動実績		いずれか 特定非営利活動事業費が年150万円以上	インターネット又は公共施設への配架により不特定多数に事業活動を公開		
									会員が年50人以上			
+												
公益要件 4			県内事業が5年間継続見込み									
地域要件	県内に主たる事務所	県内に主たる事務所	県内に主たる事務所	市内に事務所	市内に主たる事務所	－	－	市内に事務所	市内に事務所	市内にのみ事務所(市認証法人)	－	

川崎市特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用に係るヒアリング回答票

法 人 名 称	
記入者氏名	

I 事務体制について

Q 1 現在の事務体制を教えてください。

職名	人数
合計	

事務種別	担当者	備考
事務統括		
雇用・労務		
経理・税務		
会議開催		
指定・認定関係		
その他事務		

Q 2 指定・認定取得から現在までの間に、指定・認定事務の担当者は交代しましたか。

Q 3 どのように事務を引き継ぎましたか。特に、指定・認定事務担当者の引き継ぎはどのように行われましたか。

※ Q 2 で事務担当者の交代があった法人のみ回答

Q 4 事務担当者の交代のために市などに支援してほしいことはありますか。

Q 5 経理事務において会計ソフトは導入していますか。

Q 6 事務において専門家（税理士・会計士・社労士など）が携わっていますか。
顧問契約している場合、いつから、どのくらいの頻度で、何を見てもらっ
ていますか。

Ⅱ 指定・認定の事務負担について

Q 7 指定・認定取得時に申請手続き全般で負担となったことや改善してほしい
ことを教えてください。

※制度理解、申請書類、寄附者名簿、実態調査など

Q 8 指定・認定取得後の運営時に負担となっていることや改善してほしいこと
を教えてください。

※毎事業年度の提出書類、指定・認定法人としての届出、寄附者管理など

Q 9 指定・認定の取得時と更新時を比べて苦労や課題はありましたか。

※指定・認定の有効期間を更新したことがある法人のみ回答

Q10 指定・認定の取得（更新）時に、市などにサポートしてほしかったことは
ありますか。

Ⅲ 川崎市の指定制度について

Q11 川崎市の指定基準は認定基準と比較してどう思いますか。

※記載例の「川崎市指定と認定の基準の比較」を参考にしてください。

Q12 川崎市の指定基準は他自治体の基準と比較してどう思いますか。

※記載例の「他自治体の公益要件の例」を参考にしてください。

Q13 「地域における広い支持」とする基準を判断するために考えられる項目はありますか。

IV 指定・認定取得の効果について

Q14 指定・認定を取得したことにより、どのような効果を感じますか。

効果	効果を感じたら「○」	備考
税制優遇による寄附増		
社会的信頼度の向上		
市の広報による認知度向上		
その他		

Q15 指定・認定を取得したことにより、正会員・寄附者・サービス利用者・法人関係者・一般市民からどのような反応がありましたか。

Q16 寄附増のためにどのような働きかけを行っていますか。

Q17 その他、取得したことによる具体的な効果はありますか。

Q18 指定・認定を取得したことによるメリットとして期待することはありますか。

V 活動や運営の現況について

Q19 コロナの影響により、イベントの中止など活動面での影響はありましたか。
また、市などに支援してほしいことはありますか。

Q20 コロナの影響により、総会の延期など法人運営面での影響はありましたか。
また、市などに支援してほしいことはありますか。

Q21 コロナの影響により、資金・収益・寄附への影響はありましたか。

Q22 その他、コロナの影響による影響はありましたか。

Q23 指定基準である「川崎市内における公益的活動の実績」について、川崎市
内での活動近況を教えてください。※川崎市外法人のみ回答

認定、条例指定法人へのアンケートまとめ

Q 2 指定・認定取得から現在までの間に、指定・認定事務の担当者は交代しましたか。

- ・交代した 1 1 法人／1 4 法人
- ・交代していない 3 法人／1 4 法人

Q 3 どのように事務を引き継ぎましたか。特に、指定・認定事務担当者の引き継ぎはどのように行われましたか。

※Q 2 で事務担当者の交代があった法人のみ回答

- ・資料の引継ぎ
- ・メールで質問
- ・前任者と後任者が共同で処理を行う（O J T）
- ・打合せ
- ・全体像を把握している事務局長等の指示
- ・前任者からの引継ぎが無く、資料を参考に事務作業
- ・過去データを分析

Q 4 事務担当者の交代のために市などに支援してほしいことはありますか。

- ・研修、実践講座、勉強会
- ・オンライン相談
- ・税務及び社会保険に関することを気軽に安価に相談できる窓口
- ・現場で直接指導
- ・手引きの改定時、認証法人に各 1 冊郵送
- ・認定、指定手続き、提出等の簡単ガイド
- ・書き方や解釈の Q & A
- ・ソフトを安価又は無償で提供

Q 5 経理事務において会計ソフトは導入していますか。

- ・導入している 14 法人／14 法人
- ・導入していない 0 法人／14 法人

**Q 6 事務において専門家（税理士・会計士・社労士など）が携わっていますか。
顧問契約している場合、いつから、どのくらいの頻度で、何を見てもらっ
ていますか。**

- ・専門家が携わっている 10 法人／14 法人
 - 税理士 8 法人
 - 社会保険労務士 6 法人
 - 会計士 1 法人
 - 弁護士 1 法人
 - ファイナンシャルプランナー 1 法人
- ・専門家が携わっていない 4 法人／14 法人

**Q 7 指定・認定取得時に申請手続き全般で負担となったことや改善してほしい
ことを教えてください。**

※制度理解、申請書類、寄附者名簿、実態調査など

●負担になったこと

- ・実態調査
- ・寄附者名簿（様式、名寄せなど）
- ・労務の提供についての記載（会員ごとに活動費、交通費まで算出）

●改善してほしいこと

- ・用語説明が欲しい（寄附者、会員、判定期間など）
- ・閲覧書類について具体的な記載
- ・記載例、事例の充実
- ・実態調査に必要な書類の明示
- ・市税事務所、県税事務所それぞれへの寄附金控除手続き（ワンストップやオンライン）
- ・横浜市との統一

Q 8 指定・認定取得後の運営時に負担となっていることや改善してほしいことを教えてください。

※毎事業年度の提出書類、指定・認定法人としての届出、寄附者管理など

- ・提出書類の簡素化
- ・提出書類の市ホームページでの探しやすさ
- ・損益計算書の作成
- ・寄付者名簿の書式（Word、Excel）
- ・市へ提出する寄付者名簿と県税事務所、市税事務所へ提出する様式の統一
- ・寄付者に対する税制優遇の説明パンフレット
- ・寄付要件の維持困難なため、寄付者への一定のメリットの許容

Q 9 指定・認定の取得時と更新時を比べて苦労や課題はありましたか。

※指定・認定の有効期間を更新したことがある法人のみ回答

- ・事務担当者の交代
- ・5年間の寄付者名簿の作成
- ・5年分の毎事業年度提出書類の添付
- ・条例指定と認定の書類が微妙に異なる点
- ・取得時と更新時で書類の形式が異なるものの存在
- ・更新の手引きが必要

Q10 指定・認定の取得（更新）時に、市などにサポートしてほしかったことはありますか。

- ・よくある質問などのリスト化
- ・法改正に伴う変更点など、申請時と異なる部分の提供
- ・書類作成についてのレクチャー
- ・必要書類をホームページにまとめて掲示して欲しい
- ・オンラインでの個別相談

Q11 川崎市の指定基準は認定基準と比較してどう思いますか。

※記載例の「川崎市指定と認定の基準の比較」を参考にしてください。

- ・ 妥当
- ・ 「市内における継続的な公益的活動」の基準があいまい
- ・ コロナ禍によるイベント等の自粛により「公益的活動」のハードルが大きく上がっている
- ・ 寄付者を市民に限定しなくても良いのではないか
- ・ 「市内活動者」の定義が厳しいため、活動参加回数などの明確な基準に

Q12 川崎市の指定基準は他自治体の基準と比較してどう思いますか。

※記載例の「他自治体の公益要件の例」を参考にしてください。

- ・ 妥当
- ・ 基準の追加
 - ・ マスメディア（新聞・テレビ等）で取り上げられた実績
 - ・ サービス利用者からのアンケートと団体自身の自己評価との比較
 - ・ 行政等から支持を受けている実績
 - ・ 企業、団体等から支持を受けている実績
 - ・ 受益対象者からの声、第三者からの評価など加点评価される仕組み

Q13 「地域における広い支持」とする基準を判断するために考えられる項目はありますか。

- ・ 実際の事業活動の内容、回数、一般市民の参加者数
- ・ 地域に貢献している事業（学習支援他）
- ・ まつりやイベントなどの共同開催や参加の実績がある等地域との連携の実績
- ・ 地域で当該法人の名称がどれだけ知られているか。法人名だけでなく、事業内容まで知られているか。更には、その事業内容へのコメントまで出てくるか。
- ・ 事業の利用者が多いこと（100名以上など）。
- ・ 助成金獲得回数
- ・ CANPAN サイトにおける情報開示度評価（★の数が多いほど情報公開に積極的）
- ・ ホームページのアクセス数、受益者の概数、広報誌などの発行回数・部数
- ・ 分野別、規模などで活動内容が様々なので、なかなか基準を設けるのは難しい

Q14 指定・認定を取得したことにより、どのような効果を感じますか。

●税制優遇による寄附増

○（5 法人／14 法人）

- ・寄附が増えた
- ・大口の寄附者が増えた

△（3 法人／14 法人）

- ・優遇制度の利用は少ない
- ・税制優遇が得られるから寄附という人は少数
- ・事業にかかわる方が大半のため、効果を把握できていない

空欄（6 法人／14 法人）

- ・税制優遇の認知度が低い
- ・目に見えた寄附増はない

●社会的信頼度の向上

○（10 法人／14 法人）

- ・会員増
- ・活動を伝えるときに有効

△（1 法人／14 法人）

- ・指定、認定のことを知らない人が多く、あまり効果は感じられない
- ・指定、認定のことを知っている人からは評価はされるが寄附にはつながらない

空欄（3 法人／14 法人）

- ・実感はない
- ・あると思うが不明

●市の広報による認知度向上

○（3 法人／14 法人）

- ・市内での認知度が上がった

△（5 法人／14 法人）

- ・指定、認定のことを知らない人が多く、あまり効果は感じられない
- ・実感はない
- ・今後も効果的な広報の継続を望む

空欄（6 法人／14 法人）

- ・認知度向上につながっているか不明
- ・積極的に広報していることは実感できる
- ・効果的に実施して欲しい

●その他

- ・法人運営が適正化された

Q15 指定・認定を取得したことにより、正会員・寄附者・サービス利用者・法人関係者・一般市民からどのような反応がありましたか。

- ・会員
 - ・活動意欲の向上
- ・寄附者
 - ・寄附控除を受けられるから寄附するという人が増えた
- ・法人関係者
 - ・事業運営への意識の向上
 - ・事務の適正化の意識の向上
 - ・会費、寄附金、賛助金の依頼、説明がしやすくなった
- ・一般市民
 - ・反応がない、薄い、認知度が低い
 - ・講演依頼や起業家からのボランティア受け入れ要請があった

Q16 寄附増のためにどのような働きかけを行っていますか。

- ・パンフレット、HP、店頭ポスター、店頭配布チラシ、会員向けの手紙、広報誌
- ・団体から講演依頼があった際、寄附依頼をしている。
- ・寄付応募のチャンスがあれば、遅滞なく応募することになっている。
- ・知り合いの他団体への呼びかけ
- ・各役員が得意分野を活かしつつ、企業や地域団体への寄附の呼びかけを実施
- ・イベント・スタッフ研修会などで事あるたびに寄付を募っている。
- ・新規利用団体登録受付の際に寄付（会員）の説明

- ・ イベント等で当法人のビジョン等を説明し、長期的な支援者（寄附者）を増やしていくことを念頭に置き活動
- ・ 市民活動センター等に、寄附の用紙付きのチラシを配架
- ・ 領収書の即日発送。同封する礼状には、必ず寄付金控除を受けられることを記載。
- ・ web 上で Syncable を活用しカード決済での寄付制度の新設

Q17 その他、取得したことによる具体的な効果はありますか。

- ・ 一般の方から高額寄附を受けた
- ・ 理事、運営スタッフのコンプライアンス意識の向上
- ・ 外部の信頼度の向上
- ・ 収益事業のみなし寄付金の検討を行うようになった
- ・ 内部規定の改善
- ・ 目に見えた具体的な効果はない

Q18 指定・認定を取得したことによるメリットとして期待することはありますか。

- ・ 寄附・遺贈を受けられること
- ・ 新規加入会員の増加
- ・ 運営に関わるメンバーやボランティアの増加
- ・ 運営を担う次世代メンバーが出てくること
- ・ 市や県の広報誌などで模範例として扱いをされること
- ・ 川崎市にある認定 NPO 法人の連絡会などによる情報交換
- ・ 認定 NPO と NPO との差別化（特に川崎市としての広報）・（会員獲得への優遇措置）
- ・ 団体への信頼性が高まる。
- ・ 継続的に支援していただける、パートナー企業等を見つける事
- ・ 県や市関連団体の助成金等の拡大
- ・ 銀行等の借入時に保証料のダウンや利率の優遇など。
- ・ 市・県・国等行政のポータルサイトの充実とそのサイトを見たことによって寄付が増大
- ・ 財政的支援

Q19 コロナの影響により、イベントの中止など活動面での影響はありましたか。
また、市などに支援してほしいことはありますか。

●活動面での影響

- ・講演会、講座、イベント等の中止、オンラインによる実施
- ・事業収益の減少
- ・寄附のお願いの機会の減少

●市などに支援して欲しいこと

- ・NPO法人に対する川崎市独自の給付金
- ・オンライン環境整備の支援
- ・公共施設のオンライン環境整備状況の発信
- ・オンライン、オフラインのハイブリットタイプのイベントのため、機材等の貸出しや設定の相談の受付け
- ・コロナ禍での対応について、団体のありのままの現状を伝えあう機会の提供

Q20 コロナの影響により、総会の延期など法人運営面での影響はありましたか。
また、市などに支援してほしいことはありますか。

●法人運営面での影響

- ・総会、理事会の書面表決、委任状、オンラインでの開催
- ・アクリル板、消毒薬購入による支出の増加
- ・普段利用する会議室が使用不可
- ・書面やオンライン開催による法人内部の意思疎通困難、一体感やモラルの低下

●市などに支援して欲しいこと

- ・総会の開催方法等の具体例の提供、メール発信
- ・法人として毎年求められる手続きを、法人自身を確認しやすくする仕組み
- ・メルマガのような積極的な情報発信
- ・コロナが落ち着くまでの、P S T基準の保留又は緩和

Q21 コロナの影響により、資金・収益・寄附への影響はありましたか。

- ・事業収益の減少
- ・会費、寄附金の減少
- ・寄附の募集の機会の減少
- ・資金の減少
- ・持続化給付金、助成金、補助金の受領
- ・収支の悪化

Q22 その他、コロナの影響による影響はありましたか。

- ・事業活動ができず、会員の会への帰属意識や活動するという本来的な意味を弱くしている。
- ・補助金によっては「認定NPO法人は除く」というものがあり、寄附との両立の難しさを痛感した。
- ・年齢、人員構成によっては活動休止になるところが見受けられる。市民活動分野に対しても「元気づける」メッセージが必要
- ・家族から感染予防のため外出を止められ、運営スタッフが当番に入れない事案が増加
- ・活動で大切にしてきた、会話をすることによる気持ちの分かち合いが今まで通りにはできない
- ・計画通り事業を実施できていない。

Q23 指定基準である「川崎市内における公益的活動の実績」について、川崎市内での活動近況を教えてください。※川崎市外法人のみ回答

- ・一昨年、かわさきコネクトに参加させていただいた。その時にご縁をいただいた市民活動推進センターのご担当者様に、会報誌やイベントチラシなどお送りして関係部署に配布いただいている。
- ・以前のような大規模なチャリティーコンサートは集客が見込めず、川崎市内の会場を使用できない。指定更新時にお勧めいただいたように、ごえん楽市などにも参加させていただきたいと考えているが、情報がつかめていない。
- ・コロナの影響下で困難ではあるが、川崎市内からの電話相談、カウンセリング、法律相談等を可能な限り実施している。

条例指定等の取得の意向が示された法人に対するヒアリング結果

現在までに申請に至らない理由は何か	指定基準はクリアできそうか	市のサポートとして必要なものがあるか
・ 制度の理解が足りない。 ・ 事業実施と認証法人としての事務で手が回らず、申請するための事務人工が足りない。	・ 整理してみないと分からない。	・ 1 件の補助金の申請だけでも精一杯でやるくらいの事務力しかない。 ・ 民間の事務サポートなども利用している。 ・ 市に何をサポートしてもらえばいいかの整理がついていない。
・ 行政書士にお願いしていたが、今後、認定・指定については法人で進めることとした。	・ P S T 基準に算入できるか不明確な方法の寄附が多いため、精査してみないと分からない。	・ 認定・指定制度説明会に参加し、ようやく概要が分かってきた。 ・ 今後、法人内での事務の進め方も含めて話し合い課題が出てくると思う。
・ 元々、災害支援の活動をしており、東北や熊本、台風被害のあった地域に出向いていたが、コロナの影響で被災地支援が行えなくなったのと同時に、コロナ対策の支援を行うようになり、認定・指定のための事務に時間が使えない。	・ 指定経由の認定取得を考えている。精査しないと分からないが寄附は一定数ある。	・ 今は活動のための場所がほしい。会議室を借りるにしても川崎は東京などより高い。 ・ 理事長のみが行っていた事務も担当理事を決めてタスク分けするようになった。今後、制度理解や申請に向けた事務でサポートが必要になったら相談したい。